

厚岸町議会 第2回定例会

平成28年6月15日
午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） ただいまから、平成28年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。
- 議長（佐藤議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、5番、竹田議員、6番、室崎議員を指名いたします。
- 議長（佐藤議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
5番、竹田委員長。
- 竹田委員長 議会運営委員会の報告をいたします。
6月13日午前10時から、第3回議会運営委員会を開催し、平成28年厚岸町議会第2回定例会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。
議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、総務産業常任委員会所管事務調査報告書があります。
議会からの提出案件は、会期の決定、2常任委員会及び議会運営委員会から、各委員会閉会中の継続調査申出書、議員の派遣についてであります。
いずれも本会議で審議することに決定しました。
次に、町長提出の議案等についてであります。
報告第3号から報告第9号までは、専決処分事項の報告など7件で、いずれも本会議で審議することに決定しました。議案第47号及び議案第48号は、平成28年度補正予算2件であります。審議方法は、議長を除く12名をもって構成する平成28年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定しました。
議案第49号から議案第54号までは一般議案6件、議案第55号から議案第58号は、条例の一部改正4件で、いずれも本会議において審議することに決定しました。
一般質問は7人であります。
本定例会の会期は、6月15日から17日までの3日間に決定しました。
以上、議会運営委員会報告といたします。
- 議長（佐藤議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から17日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から17日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（佐藤議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成28年3月7日開会の第1回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

また、今般、釧路東部消防組合議会及び釧路公立大学事務組合議会の報告書が提出されております。関係資料は別途、議員控室に備えておりますので、ご了承いただき、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（佐藤議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告が出されております。ご参考に供していただきたいと思っております。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第6、報告第3号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました報告第3号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

このたびの条例改正につきましては、さきの平成28年第1回定例町議会において議決をいただいた、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成28年厚岸町条例）第16号の改正規定中、第8条の厚岸町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に係る附則について改めたもので、地方自治法第245条の4に規定する、国からの技術

的助言に基づき行ったところであります。

また、この改正につきましては、さきに議決をいただいた本条例が平成28年4月1日から施行されることとなるため、この施行の前日までに改正する必要がある、特に、緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日付をもって、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例を専決処分により、同日付で施行いたしましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

議案書2ページでございます。

総総専第1号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正内容について、別紙お手元に配付の報告第3号説明資料の新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をごらんください。

附則第2項の適用区分の規定の改正であります。改正前では、平成28年4月1日以後において、固定資産税に係る固定資産評価審査委員会に対する審査の申し出にあつては、固定資産台帳に登録された価格をもって行うと規定したところでございますが、地方税法においては、固定資産台帳に登録された価格に関する審査の申し出にあつては、固定資産台帳に登録され、公示後に行うとされ、また、この価格を更正した場合も同様とされていることから、この規定内容と整合を図るよう改めた内容であります。

議案書2ページに戻りまして、附則であります。この条例は、公布の日から施行する。

以上で、報告第3号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（なし）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議長（佐藤議員） 日程第7、報告第4号 専決処分事項の報告についてを議題といた

します。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました報告第4号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

今般、国は、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとするほか、地方創生の推進、税源の偏在性の是正などの観点から、地方税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令を平成28年3月31日に公布し、原則として、同年4月1日から施行いたしました。

この法律の施行に伴い、平成28年度の町税課税事務の執行上、町税条例を直ちに改正し、4月1日から施行することが必要となり、特に、緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日付をもって、町税条例等の一部を改正する条例を専決処分により施行いたしましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書4ページ。

総総専第2号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

町税条例等の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙お手元に配付の報告第4号説明資料によってご説明いたします。

説明資料①の新旧対照表をごらんください。

この議案は、町税条例等の一部を改正する条例と町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の2条で構成しております。

初めに、1ページ、第1条、町税条例等の一部を改正する条例であります。

第11条の2は、災害等による期限の延長についての規定であります。行政不服審査法の改正に伴う文言の改正で、規定中の「不服申し立て」を「審査請求」に改めるものであります。

次に、第42条、2ページまでわたりますが、非課税についての規定の改正であります。独立行政法人労働安全衛生総合研究所は、国における独立行政法人の改革により、その業務を独立行政法人労働者健康福祉機構に継承したところであります。平成28年4月から新たに独立行政法人労働者健康安全機構へと改組されております。

これにより、継承された事業について、地方税法第348条第2項第9の2号において規定しておりましたが、改組に係る規定部分のみが削除となり、これを引き継ぐものとして、同条同項第16号に規定された事業に係る部分が非課税対象とされることから、この号を新たに追加するほか、組織名称の改正とあわせ、文言の改正であります。

次に、第44条は、非課税規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告についての規定であります。さきの第42条の改正内容でご説明しました、組織の改組

によって新たに追加となった引用号番号を追加する内容であります。

次に、附則第10条の2第4項は、市町村が条例で定める課税標準の特例についての規定で、地方税法の改正による引用号番号の改正となりますが、引用する規定の内容に変更はございません。

附則第10条の2第5項から第13項においても、市町村が条例で定める課税標準の特例についての規定であります。五つの項を改正前の第7項の前に追加する改正で、第7項を第12項とし、第8項を第13項とし、第7項から第11項として新たに五つの項を追加するものであります。

第7項は、太陽光による再生可能エネルギー発電設備を追加し、第8項では、風力による再生可能エネルギー発電設備を追加し、3ページ、第9項では、水力による再生可能エネルギー発電設備を追加し、第10項では、地熱による再生可能エネルギー発電設備を追加し、第11項は、バイオマスによる再生可能エネルギー発電設備を追加するものであります。

特例の割合等につきましては、後ほど説明資料②において、ご説明申し上げます。

附則第10条の3第8項は、熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものすべき申告についての規定であります。その申告書に記載すべき事項として、この改修工事の費用に充てるために、国または地方公共団体から交付される補助金を記載する改正であります。

次に、4ページをごらんください。

第2条、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。

これは、さきの平成27年第3回定例町議会において議決をいただいた、町税条例等の一部を改正する条例（平成27年厚岸町条例）第24号で定めた、附則第6条のたばこ税に関する経過措置の読みかえ規定を改正する内容であります。

第3項から7ページ、第14項までの改正内容は、共通で、引用する根拠をより明確にするため、関係条文と整合を図るよう改めたものであります。読みかえる規定の内容に変更はございません。

次に、今回の改正概要について、ご説明申し上げます。

説明資料②をごらんください。

改正条項は、第1条、町税条例等の一部を改正する条例の附則第10条の2の改正であります。

太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例であります。この規定は、これまで地方税法に規定されておりましたが、このたびの地方税法の改正により、法の特例割合を参酌し、それぞれ市町村の条例で定めることと改正されました。

資料中段表の左側から、対象資産は、再生可能エネルギー発電設備で、初めに、設備区分の太陽光と風力発電設備につきましては、これまでと同じ特例割合で、地方税法の割合を参酌して、課税標準を3分の2としております。

なお、太陽光発電設備について、対象となる設備については、表の下に注記している電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって、国の補助を受けて取得した設備に限るとされております。

次に、設備区分の水力・地熱及びバイオマス発電設備につきましては、特例率を拡大・拡充し、地方税法の割合を参酌して、課税標準を2分の1としております。

次に、適用期限につきましては、2年間延長し、平成30年3月31日までとなるところであります。

再び議案書6ページに戻りまして、附則であります。第1条は、施行期日で、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2条は、固定資産税に関する経過措置についてであります。

以上で、報告第4号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

(なし)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議長（佐藤議員） 日程第8、報告第5号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました報告第5号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書8ページをお開きください。

このたびの専決処分事項の報告につきましては、さきの報告第4号と同様に、地方税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法施行令等の一部改正する等の政令を平成28年3月31日に公布し、原則として、同年4月1日から施行されることに伴い、平成28年度の町税課税事務の執行上、厚岸町都市計画税条例を直ちに改正し、同年4月1日から施行することが必要となり、特に、緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日付をもって、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分により施行いたしましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書 9 ページ。

総総専第 3 号。

専決処分書。

地方自治法第179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙お手元に配付の報告第 5 号説明資料の新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表をごらんください。

初めに、第 2 条は、地方税法における特例の廃止及び新設による引用項番号及び文言の改正であります。

引用している地方税法第349条の 3 の課税標準の特例の規定において、条例では引用していない同法同条中の項が削除され、また、同法同条の項に条例で引用する 2 項が新設となり、引用している項番号にずれが生じたため、引用項番号の整理と文言の改正であります。

地方税法において新設された課税標準の特例の一つ目は、法第349条の 3 第33項として、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が、その業務の用に供する固定資産に対し、課税標準を、最初の 5 年度は 3 分の 1 とし、その後の 5 年度を 3 分の 2 とするものでありますが、厚岸町内に対象となる施設、資産はございません。

二つ目は、地方税法第349条の 3 第34項として、景観法の規定により指定された景観重要建造物のうち、世界文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に規定する世界遺産一覧表に記載された家屋及び償却資産で、総務大臣が指定するもの並びに当該家屋の敷地の用に供されている土地に対し、課税標準を 3 分の 1 とするものでありますが、厚岸町内に対象となる資産はございません。

次に、附則第 2 項から 3 ページの第 7 項までは、地方税法における特例の廃止による引用項番号の改正であります。

地方税法の改正により引用していない項が削除され、引用している項番号にずれが生じたための改正であります。引用する規定の内容に変更はございません。

附則第11項は、地方税法における特例の廃止及び新設による引用項番号の改正であります。

引用している地方税法、附則第15条の課税標準の特例の規定において、特例の対象ではないものを規定から除き、また、新たに特例が新設されたため、引用している項番号にずれが生じたことから、引用項番号の整理と規定中の条例第 2 条を読みかえる規定部分において、引用している地方税法第349条の 3、課税標準の特例に、先ほどご説明しました第33項及び第34項が新設となったことによる改正であります。

地方税法附則第15条において新設された課税標準の特例であります。地方税法附則第15条第45項として、農地保有に係る課税の軽減の規定が追加され、一定の要件に該当した場合、課税標準の価格を、最初の 3 年度分は 2 分の 1 とする特例でございます。現時点において、厚岸町内に該当する農地はございません。

再び議案書 9 ページへ戻りまして、附則でございます。

第 1 項は、施行期日で、この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

第2項は、経過措置についてであります。

以上で、報告第5号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議長（佐藤議員） 日程第9、報告第6号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
町民課長。

- 町民課長（石塚課長） ただいま上程いただきました報告第6号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、国民健康保険税に関する改正部分が4月1日から施行されました。

この改正に伴い、平成28年度の国民健康保険税課税事務の執行上、厚岸町国民健康保険税条例を直ちに改正し、国民健康保険税の賦課期日である4月1日から施行する必要が生じ、特に、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日、専決処分をもって、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書11ページであります。

総総専第4号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

このたびの条例改正は、地方税法施行令の改正に伴うもので、一つ目は、国民健康保

除税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額をそれぞれ引き上げたこと。二つ目は、国民健康保険税の軽減措置の拡充を図るものであります。

それでは、別にお配りしている報告第6号説明資料①、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

改正内容の説明については、この新旧対照表により行わせていただきますが、あわせて改正内容の概要及び関係法令を、報告第6号説明資料②として配付しておりますので、参考としてください。

新旧対照表の1ページ目をごらんください。

まず、第2条第2項のただし書きは、基礎課税額の課税限度額を規定していますが、この課税限度額を、現行「52万円」から「54万円」に改めたものであります。この改正により影響を受けるのは、平成27年度の課税データで試算した場合、現在の限度額超過世帯である131世帯で、調定額で約260万円の増額となります。

同条第3項のただし書きは、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を規定していますが、この課税限度額を、現行「17万円」から「19万円」に改めたものであります。この改正により影響を受けるのは、平成27年度の課税データで試算した場合、現在の限度額超過世帯である169世帯で、調定額で約310万円の増額となり、先ほど説明させていただいた基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の改正により影響を受けるのは169世帯で、調定額で約570万円の増額が見込まれるところであります。

2ページ目をごらんください。

第21条については、国民健康保険税の減額についての規定ですが、まず、各号列記以外の部分については、減額後の国民健康保険税の額について規定していますが、第2条の改正と同様に、減額後の基礎課税額の課税限度額を、現行「52万円」から「54万円」に、減額後の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を、現行「17万円」から「19万円」に、それぞれ改めたものであります。

3ページをごらんください。

同条第2項は、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準と、軽減の対象となる場合の国民健康保険税から減額する額を規定しているものですが、その軽減判定所得の基準の算定について、基礎控除額33万円に、被保険者と特定同一世帯所属者1人につき加算する額を、現行「26万円」から「26万5,000円」に改めたもので、この改正により、5割軽減の対象となる軽減判定所得の基準が引き上げられ、5割軽減該当世帯の拡大が図られるものであります。この改正による影響は、平成27年度の課税データで試算した場合、5割軽減世帯は、2割軽減世帯からの移行により4世帯増加し、調定額で約35万円の減額となります。

4ページ目をごらんください。

同条第3号は、国民健康保険税の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準と、軽減の対象となる場合の国民健康保険税から減額する額を規定しているものですが、その軽減判定所得の基準の算定について、基礎控除額33万円に、被保険者と特定同一世帯所属者1人につき加算する額を、現行「47万円」から「48万円」に改めたもので、この改正により、2割軽減の対象となる軽減判定所得の基準が引き上げられ、2割軽減該当世帯の拡大が図られるものであります。この改正による影響は、平成27年度の課税デー

タで試算した場合、2割軽減世帯は新たに5世帯が対象となりますが、先ほど説明させていただいた5割軽減に4世帯が移行するため、1世帯増加し、調定額で約2万円の増額となり、5割軽減と2割軽減を合わせますと、軽減対象となる世帯は、5世帯増加し、調定額で約33万円の減額となります。

議案書11ページにお戻りください。

附則であります。第1項は、施行期日で、この条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項は、適用区分で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険税について適用し、平成27年度分までの保険税については、なお、従前の例によるものとしてあります。

以上、簡単な説明ではございますが、専決処分事項の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（なし）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 日程第10、報告第7号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました報告第7号 繰越明許費繰越計算書の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書12ページをお開きください。

この内容につきましては、平成27年度厚岸町一般会計補正予算5回目で、事業ごとに繰越明許費として、平成28年度への繰越執行の議決をいただいております。

今般、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものであります。

13ページをごらんください。

平成27年度厚岸町繰越明許費繰越計算書、一般会計であります。

表に記載のとおり、3款3項にわたり、全6事業について、さきに議決をいただいたとおり、合計で22億1,899万8,000円について、平成28年度への繰り越しであります。

財源内訳につきましては、未収入特定財源として、国及び道支出金22億826万4,000円で、それぞれ繰越承認を得ており、平成28年度での繰越事業の執行に応じて、収入予定の財源であります。一般財源は1,073万4,000円であります。

以上、報告第7号の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

（なし）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 日程第11、報告第8号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました報告第8号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容をご説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

経営状況説明書は、別冊で用意させていただいておりますので、ごらん願います。

それでは、経営状況説明書の1ページをお開き願います。

平成27年度事業報告書でございます。

2ページ目には目次、3ページには総括説明がございます。内容について、その要点をご説明申し上げます。

厚岸町社会福祉協議会は、地域福祉の中核的な組織として、これまで積み上げてきた地域の相互活動によるネットワークを生かし、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていけることを基本目標に、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会

の福祉課題の解決に取り組んだことが記載されております。

次に、重点推進項目の一つ目ですが、法人組織・機構の充実と財政基盤の確保では、昨年5月に任期満了に伴う役員改選による新たな役員体制がスタートし、事務局体制としては、総務地域課と在宅介護課の2課、特別養護老人ホーム心和園と在宅老人デイサービスセンター、それぞれに施設業務課を置き、大きく四つの部門による事業運営を図ったこと。財政面では、指定管理者制度による施設運営で懸念される運転資金の確保、福祉基金の有効活用を図り、安定した財政基盤に努められております。

4ページの二つ目、介護保険事業（施設、通所、訪問、居宅介護支援）の一体的経営の確立ですが、介護保険事業では、指定管理2年目を迎えた特別養護老人ホーム心和園と在宅老人デイサービスセンターの施設、従来からの指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が一つの法人であることの長所を生かし、住みなれた地域で安心して、その人らしく暮らしていけるよう、情報共有や連携を図った質の高いサービス提供に努めたこと。

経営面では、4月からの介護報酬改定により、訪問介護サービスと通所介護サービスにおいて、前年から約9%の収入減となったものの、居宅介護支援サービスや施設介護サービス等のほか、介護保険事業で、その収入減を補填するなど、一体的経営に努められております。

三つ目の地域支え合い活動の発展と災害ボランティア体制づくりでは、厚岸町地域支え合いネットワーク会議を開催し、福祉課題の解決策を模索しながら、緊急情報キットかけはしの配布事業を継続し、9地区382件のキットを設置、更新し、地域支え合いの活動を推進され、災害ボランティア推進連絡会議を立ち上げ、災害ボランティアへの取り組みの理解を深めたほか、いざというときにスムーズなボランティア活動ができるよう、炊き出し訓練を12カ所の自治会と共同で実施されております。

四つの日常生活自立支援事業を活用した権利擁護の推進では、北海道社会福祉協議会から日常生活自立支援事業を継続して受託し、自立支援専門員2名、生活支援員4名が、6名の利用対象者に日常的金銭管理や福祉サービス事業援助等が行われております。

五つ目の次期地域福祉実践計画策定に向けた適切なニーズ把握では、次期地域福祉実践計画策定に向けて、町の地域福祉計画策定と連動して、地域福祉懇談会ワークショップを町と共同実施し、福祉課題の情報を共有しながら、適切なニーズ把握に努めております。

次の5ページから35ページにつきましては、平成27年度の各事業報告であり、事業名、実施日、場所、内容などが記載されております。

初めに、5ページからご説明いたします。

法人在宅事業のうち、法人本部事業の内容であります。理事会・評議員会等の開催の状況について、6ページまで記載されており、続いて、部会の開催と各委員会の開催、8ページ中段から9ページにかけて、道社協及び釧路地区社協関係会議への参加・役員研修の実施内容でございます。9ページ中段からは、会員と会費の状況。福祉団体等への助成と広報活動の内容が記載されております。

次に、10ページ、福祉推進事業の内容です。

厚岸町地域支え合いネットワーク会議の開催、緊急情報キットかけはし配布事業、た

すけあいチーム助成事業の実施、地域福祉懇談会ワークショップの開催状況が記載され、11ページには、地域福祉研修会の開催、サロン活動への取組み支援、ふらっとニコニコ広場2015の実施、ふれあい会食会の実施。12ページでは、赤い羽根チャリティーパークゴルフ大会の実施、チャリティービアパーティーの実施、厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への支援・参加協力の実施内容と福祉サービス利用援助事業として、日常生活自立支援事業の推進内容が記載されております。

次に、13ページに、ボランティアセンター運営事業として、地域ボランティア活動等の発掘・推進。ボランティアセンター運営委員会の開催、ボランティア養成講座の開催、災害ボランティアへの取組み、災害ボランティアセンター推進連絡会の開催。14ページには、ファミリーサポート事業ボランティアアイランド北海道2015in根室の参加支援。15ページでは、ボランティア情報誌の発行、学校教育との連携、釧路地区ボランティア活動推進会議への出席状況が記載されております。

次が生活福祉資金貸付事業と低所得者資金貸付事業の貸し付け状況となっております。

次に、16ページ、受託事業であります。いずれも町からの受託事業で、外出支援サービス事業、福祉バス運行管理事業の内容であり、17ページに、福祉相談事業として、地区相談所の相談・支援件数、福祉中央相談所の開設、法律相談の実施状況となっております。

次に、介護予防普及啓発事業として、元気いきいき教室の実施内容が19ページにわたって記載されており、次に、ハートコール事業の内容となっております。

20ページは、訪問介護サービス事業であります。訪問介護事業について、その事業内容と利用状況が記載され、21ページにわたり、職員研修の実施内容となっております。

21ページ下段からは、障害福祉サービスの事業内容、利用状況、22ページは、生活管理指導員派遣事業の実施状況が記載されております。

23ページは、介護保険の適用者に対する居宅介護支援事業であります。事業内容、利用状況が記載され、職員研修の実施内容が24ページにわたり、次に、居宅介護支援事業所定例会議の実施状況が記載されております。

次に、25ページから34ページは、施設通所介護事業であります。この施設通所介護事業の部分が、指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの事業内容となっております。

初めに、施設介護サービス事業のうち、特別養護老人ホーム心和園のベッド数が50床の多床室に係る事業内容、利用状況が記載されております。

次に、各種行事、イベントが26ページにわたっており、職員研修の実施が27ページにわたって記載され、その次に会議の開催、各委員会の開催状況となっております。

次に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる心和園の18床のユニット型の施設の事業内容が記載され、次に、利用状況が28ページにわたっており、次に、各種行事、イベントの内容が29ページ上段まで、次に、職員研修の実施、会議の開催、各委員会の開催状況が記載されております。

29ページ下段からは、短期入所生活介護事業、いわゆるショートステイ事業の内容と利用状況が30ページにわたっております。30ページ中段が障害福祉サービス事業、短期入所の事業内容と利用状況、生活管理指導短期宿泊事業となっております。

31ページは、通所介護サービス事業であります。こちらは、いわゆるデイサービスセンター事業の実施内容、利用状況。次に、各種行事、イベントが32ページにわたり、職員研修の実施状況が記載されております。

33ページは、訪問入浴介護事業の内容、利用状況が記載されております。

次に、生きがい活動支援通所事業の実施内容が34ページにわたっており、次に、配食サービス事業、身体障害者デイサービス事業の実施内容となっております。

25ページにお戻りください。心和園の多床室型の稼働率が利用状況の表の下に、合計の稼働率欄で84.2%となっております。多床室については、指定管理前の平成25年度は94.1%だった稼働率が26年度は84.6%、27年度が84.2%と落ち込んだ状況が続いております。昨年6月の段階では、一時満床になったものの、1年の間に死亡者等により退所された方が18名と多かったことから、新たな方の入所手続の期間が必要なため、ベッドが空く状況が発生し、稼働率が減少となっている状況であります。

次に、27ページをお開きください。ユニット型の稼働率について、利用状況の表ですが、28ページをお開きください。表の下に合計の稼働率欄で95.2%となっております。指定管理に移行する前の25年度の稼働率は91.2%でありましたので、指定管理前の稼働率に回復している状況であります。

次に、29ページをお開きください。短期入所生活介護、いわゆるショートステイの稼働率について、30ページをお開きください。利用状況の表ですが、表の下に合計の稼働率欄で74.9%となっております。指定管理に移行する前の25年度の稼働率は80.3%でありましたので、稼働率も落ち込んでいる状況にありますが、ショートステイは、多床室やユニットへの入所短期者も多く利用しているため、そちらへ入所が増え、新たな利用も伸びなかったことによる減少となっております。

また、31ページをお開きください。デイサービス利用者の状況であります。合計の延べ人数は6,768人の利用実績となっております。デイサービスについては、昨年から550人ほど減少しておりますが、指定管理前よりは増加している状況にあります。

次に、35ページをお開きください。社会福祉センター事業であります。貸し館利用状況と施設整備状況が記載されております。

続きまして、36ページからは財務諸表であります。厚岸町社会福祉協議会の会計処理につきましては、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理が行われており、平成26年度からは、社会福祉法人の新会計基準により会計処理が行われております。

37ページには目次が記載されておりますが、この財務諸表の構成として、法人全体の決算関係、事業区分ごとの決算関係、拠点区分ごとの決算関係となり、各部門において財務諸表に対する注記があり、最後に財産目録となっております。

それでは、財務諸表の内容について説明させていただきます。

38ページから43ページまでは、法人全体の内容であります。

まず、38ページは、法人全体の資金収支計算書でございます。決算額はB欄となります。法人全体の当期資金収支差額合計が表の下から3行目に記載されております。当期資金収支差額合計はマイナス172万8,307円となっております。その下の欄、前期繰越に相当する前期末支払資金残高を加えることにより、一番下の欄の当期末支払資金残高は7,458万8,922円となった内容でございます。

39ページは事業活動計算書、40ページは、平成28年3月31日現在の貸借対照表です。

まず、左側、資産の部の当年度末の一番下の欄の資産の部、合計8億3,115万2,261円につきましては、右側上の負債の部、合計1億2,709万9,178円に、下の純資産の部、合計7億405万3,083円を加えた額が、最下段の負債及び純資産の部合計欄8億3,115万2,261円と、貸借同額で一致しております。

また、右側の中ほどの純資産の部、下から4行目、次期繰越活動増減差額4億525万8,299円につきましては、39ページの損益計算書に相当する事業活動計算書の一番下の次期繰越活動増減差額4億525万8,299円と一致するものでございます。

資産の部の下から6行目、福祉基金積立資産であります。49万4,597円と443万3,987円減少しております。福祉基金につきましては、基金から取り崩し、法人本部事業で950万円、施設介護サービス事業で2,000万円、通所介護サービス事業で1,000万円が運転資金として運用されております。これらを含め、合わせた福祉基金の合計額は3,999万4,597円となっております。

41ページが資金収支内訳表、42ページは事業活動内訳表、43ページが貸借対照表内訳表となっております。

次に、44ページから48ページまでは、社会福祉事業区分の内容であります。この中には、法人在宅事業と施設通所介護事業及びその合計が示されております。44ページは資金収支内訳表、45ページは事業活動内訳表、46ページ、貸借対照表内訳表、47ページ、48ページは財務諸表に対する注記となっております。

次に、49ページから60ページは、法人在宅事業に係る拠点区分ごとの内容であります。49ページ、50ページは資金収支計算書、51ページから53ページまでは資金収支明細書、54ページ、55ページは事業活動計算書、56ページから58ページまでは事業活動明細書、59ページは貸借対照表、60ページは財務諸表に対する注記となっております。

次に、61ページから72ページまでは、施設通所介護事業に係る拠点区分ごとの内容であります。この施設通所介護事業に係る拠点区分の部分が、指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの収支決算に関する内容であります。

61ページ、62ページが資金収支計算書であります。62ページ、その他の活動による収支の収入に、施設運営に係る運転資金のため、法人在宅事業が380万円の繰り入れもあり、一番下の欄の当期末支払資金残高であります。3,104万1,261円となっている状況でございます。

次に、63ページから65ページまでが資金収支明細書、66ページ、67ページが事業活動計算書、68ページから70ページまでが事業活動明細書、71ページが貸借対照表、72ページが財務諸表に対する注記となっております。

次に、73ページをお開きください。73ページから76ページまでは、社会福祉センター事業に係る拠点区分ごとの内容であります。73ページが資金収支計算書、74ページが事業活動計算書、75ページが貸借対照表、76ページが財務諸表に対する注記となっております。

次に、77ページから78ページは財産目録となっております。内容につきましては記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

79ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。平成28年5月13日に会計及び業務の監査を受けた報告内容となっております。

次に、80ページからは、平成28年度事業計画書でございます。82ページに事業方針及び重点推進項目として5項目が記載されております。

1、法人組織機構の充実と財政基盤の確保。2、安定した経営による介護保険サービスの提供。3、ニーズに対応した住民主体の地域福祉活動の推進。4、成年後見制度を見据えた権利擁護拠点センターの構築。5、町地域福祉計画と連動した第6期地域福祉実践計画の策定となっております。

特に、今年の経営状況の報告の際もご指摘をいただいております、町民に対し、社会福祉協議会の経営、運営の内容の説明が不十分とのご指摘に対しまして、社協とも協議を行ってきた結果、社協においては、本年度、第6期の地域福祉実践計画を策定する中で、各自治会単位で懇談会を開催して、経営の内容等をしっかり説明する取り組みをこの計画書に登載した上で実行したいという回答を得ておりますので、実現されるように引き続き協議をしていきたいと考えております。

83ページから86ページまでは、事業実施計画といたしまして、三つの拠点区分に分け、さらに七つのサービス区分に分けて、具体的な内容が記載されております。83ページに、一つ目の拠点区分の法人在宅事業です。そのサービス区分として、1、法人本部事業、84ページに、2、受託事業、3、訪問介護サービス事業、4、居宅介護支援事業の4事業があり、85ページに、二つ目の拠点区分として、施設通所介護事業があり、そのサービス区分として、1、通所介護サービス事業、いわゆる特別養護老人ホーム心と園の事業、2、通所介護サービス事業、いわゆるデイサービスセンターの事業になります。これらの2事業については、町からの指定管理の事業であります。

86ページに、三つ目の拠点区分、社会福祉センター事業であります。そのサービス区分として、福祉センター運営事業となり、全体では3拠点区分、七つのサービス区分となります。

87ページからは、平成28年度資金収支予算書で、88ページは、平成28年度資金収支予算書、全体総括表でございます。事業実施計画で説明したとおり、三つの拠点区分の七つのサービス区分で事業計画を作成しておりますが、収支予算についても同様の区分となっております。

90ページは、社会福祉事業の収支予算、91ページは、公益事業の資金収支予算、93ページから97ページまでは、拠点区分ごとの収支予算となっております。99ページから110ページまでは、七つのサービス区分ごとの収支予算内訳となっております。

なお、平成27年度においては、総務理事の人件費を102ページの訪問介護サービス事業に計上しておりましたが、本年度は、北海道の指導によりまして、99ページの法人本部事業の人件費に計上しております。

その他、内容の説明につきましては省略させていただきます。

それでは、88ページにお戻り願います。

平成28年度資金収支予算書、全体総括表でございますが、全ての事業の合計が記載されております。資金の収支を集計し、前年度と比較したものでございます。

最後に、最終ページの111ページをごらん願います。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。任期は、平成29年5月22日までとなっております。

以上、大変簡単な説明でございますが、報告第8号につきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

7番、音喜多議員。

●音喜多議員 5ページの事業報告の中で、27年度のことではありますが、三役会議あるいは理事会で報告がある人身事故あるいは車両事故、これは、通常から見てこの程度が発生して、起こり得るということではないだろうと思うのだが、こういう公的な事業所がこういう事故を起こすということは、何か仕事に無理が来ていないかとか、いろいろと想定して、事故撲滅にというのが、事業所のトップたる者が考えることではあるのですが、現実にかようなことでの事業所での反省というか、そういう対策というかを含めて、現状としてはどういう状況になっているのか、その辺についてお伺いしたい。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この人身事故、昨年、事故が起きまして、利用者の方がお亡くなりになられたということで、このことに関しましては、重大な事案でございますので、私どものほうにも、それから北海道のほうにも、そういった報告をしております。

その中で、交通事故によるものということでございますので、当然安全運転をきちっとするということの指導ということは、事業所の中では当然強くしていると聞いております。

それから、このときの事故では、利用者の送迎をしている中で起こった事故ということでございますけれども、その中で、社協のほうとしては、軽四の車両でもって送迎を行っていた部分につきまして、普通乗用車の導入も進めておりまして、そちらのほうで対応するように取り組んでいると聞いております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 事故起きたその都度、当然報告は受けているのだと思うのですが、その事故に対する助言というか、お互いに協議して、対策としては、こちらからの助言というのか意見というのか、そういったものは全く反映されないことになっているのか。事故を起こしていいというものではないのですが、その辺の反省というのか、どういう取り組みをしているのか、その辺の当事者の意向というか、そういうものは、担当課としてはどのように受けとめているのですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 事案につきましては、交通事故でございますので、交通事故というのは、社協だけではなく、当然私どもも含めて、そういった事故を起こさない。安全運転をきちっとするということは、当然対応はそういう形でしていかなければならないことでございますので、そういう報告を受けた段階でも、そういったことに対しての内容は確認をしております。当然今後の対応もきちっとしていただきたいということでの協議はさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 起こしていいというものではないし、事故を起こした者も大変な痛手を受けている。こういう人のお世話をしなければならない職場というのは、普通の職場とちょっと違うというか、本人の受けるショックも結構大きいものがある、そのように伺っています。そんなことでは、当然、監督機関である町もそういったところに力を注ぐよう、これから努めていただきたいと思いますが、その考え方はいかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 引き続き安全運転、きちっと取り組んでもらうように協議をしていきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。
3番、堀議員。

●堀議員 私は、9ページです。会員と会費の状況というところでお聞きしたいのですけれども、一般会員、1世帯500円、3,343件、167万1,500円となっているのですけれども、社会福祉協議会の広報紙シャッキーには、一般会員というところを自治会で取りまとめていますということを書かれているのです。私の所属する自治会でも、確かに自治会予算の中から会員分を支払っているのですけれども、まず、なぜ自治会が取りまとめをしなければならないのか、この点についてお聞きしたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この会費につきましては、社会福祉協議会の中で理事会、それから評議員会等でもって予算を立てる段階で、そういった会費のお願いをするということで決定しているものと思えます。

ただ、自治会が取りまとめるという部分での経過というのは、大変申しわけございませんけれども、承知しておりません。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 そうすると、あくまでもお願いなのだというような中で、従前、ずっと自治会費の中から納めてきていたのです。私の所属している自治会でもそのようにしてきたのですけれども、実は、平成17年4月の自治会費等請求事件というのがあって、最高裁の判例というものが出ているのですけれども、実際に最高裁は上告棄却をしているので、大阪高裁の判決が確定しております。

要は、このときの事件というのは、自治会費に共同募金や、私方の自治会もそうなのですが、社会福祉協議会の会費や共同募金会の寄附金、あと、消防講演会という部分も自治会費の中から支払っているのですけれども、要する、今回の高裁の事件というのは、自治会費にそれらを上乗せして納める、そのことの違法性について争った事件でありました。判決文自体は、大阪高裁のものは探せなくてあれだったのですけれども、当時の新聞記事等から読み解くに当たっては、判決は、自治会が募金を一律に徴収することは、事実上の強制で社会的な許容限度を超えていると指摘されて、自治会決議について、募金に対する任意の意思決定の機会を奪うものと述べて、原告の思想信条の自由を侵害して、民法上の公序良俗に違反すると、判断となっております。

何を言いたいかというと、実は、私の所属する自治会では、月会費350円なのですが、年会費4,200円になるのですけれども、要するに、従来、この中に社会福祉協議会の一般会員の分の、ここで言う500円、それとあと、共同募金として1人当たり250円だったと思うのですけれども、それと、消防講演会というようなものを支払っていたのですけれども、要するに会員からお金をもらうときに、自治会費として、その中には、社協の一般会員になりますよ、また、募金として幾らいただきますとかという説明のないままに、要は、あくまでも会費として徴収をしていたのです。

それが、このように判決の中で、違法だというようなことがわかったものですから、私の所属する自治会においては、来年度はもちろん、早ければ今年度から、今までそのようにしていたものですから、それを解消するとしたときには、1件1件にちゃんと説明して、社会福祉協議会の会費、あなたが入るのであれば500円いただきます。共同募金会の募金を幾ら支払ってくださいと、1件1件きちんと説明して歩かなければならない。そういう手間を考えたときには、自治会として協力が恐らくできないと思うのです。

であるからして、私の所属する自治会では、恐らく今年度の支払いから差しとめていただくように私は申し入れていきたいと思っているのです。申し入れが通らなければ、自治会を訴えるという行為だって当然あり得るわけですから。そうやって自治会が取りまとめていた一般会員、奔渡自治会であれば、約12万円ほどを一般会員として納めていたのですけれども、それが本年度、もしくは来年度から減額するような形にもなると思います。私の所属する自治会だけが、このように法に触れるような扱いをしていたのか、ほかのところはきちんと1件1件から意思確認をした上で会費を徴収していたかどうかというのは私はわかりませんが、万が一、私の所属している自治会のように、同じような方法でやっていた場合、この一般会員の会費というものが大きく減額するおそれがあると思うのです。となっていくときには、当然運営上の問題、支障が生じるというふうに思うのですけれども、やはりそうなったときのためにも、町と社協のほうで、少し一般会員に対しての会費徴収、また、運用状況というのもしっかりと詰めていく必

要があるのではないのかと。町からも何らかの指導なりもしていかなければならないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 会費についての裁判の状況というのは、大変申しわけありませんが、承知しておりませんでした。

ただ、昨年も経営状況説明の中でご指摘をいただいている内容でございます。会費を自治会に対して求めることに対する自治会へのきちっとした説明、それから、基金の内容なんかも含めて、きちっと経営状況等を自治会に説明をすべきだということのご指摘をいただいております。それで、それにつきましては、以前からそういったご指摘もいただいているということで、昨年から社協のほうとも協議をさせていただいております。

ただ、社協のほうも、社協の中の機関決定でもって進めている内容でありますので、その中で、先ほどの説明でも申し上げましたけれども、実は今年、社協が第6期の実践計画を作成します。その計画を作成する上で、計画にそういった取り組みも載せた上で、実際に説明の機会を設けていきたいということのお話を聞いております。なかなか地域づくり懇談会というのを、湖南、湖北、それから郡部等を対象にやっておりますけれども、なかなか集まりもよくないというような状況の中で、社協もそういう説明をする機会をつくろうということのお話をしております。1年で全部ということも難しいというようなことも含めて、今年の計画作成の中で、それらをどういう形で説明をするのかということ整理をして計画に載せて、そういった説明の機会を設けていきたいと聞いているところでございます。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 それについてはいいのです、別にあれですから。ただ、一般会員については、何らかの指導なりというものをしていく中でやらなければ、私方の所属する自治会の12万円だけでなく、ほかにも同じようにやって、もう協力できないとなれば、50万円も60万円も下がってしまうということにもなり得るわけですから、経営上支障が出るおそれというものも当然出てくるわけですから、やはり一般会員のあり方というもの、徴収方法というものをしっかりと考えていく必要があるだろうし、そのように町として指導していかなければならないと思います。

いずれにしても、私の所属する自治会での払う払わないという問題で、払わないという方向には行くと思うのですけれども、そういう形の中でやるのですけれども。

ただ、最後に一つ言いたいのが、平成17年に最高裁の判決で確定した段階において、実は、全国の社会福祉協議会、全国の共同募金会のほうから各事業書のほうに、これに対する対応マニュアルみたいなものが流れたようなのです。そのような質問があったときにはどう答えればいいのかとか、そういうようなマニュアルがあったようなのですけれども、ということは、うちの社協とかもこの判決というのは当然わかっていたと思う

のです。わかっていながら、しっかりとした情報というものをきちんと自治会のほうに流していなかったのではないのか。流していなかったがために、私の自治会では、17年に確定されてからでも今まで延々と同じようなやり方で、自治会費の中に上乘せするような形の中で、要は、訴えられてしまえば違法と判断されるような行為というものをずっと続けてきたわけですから、やはり情報がきちんと流されていなかった。故意に取得したかどうかというのはわかりませんが、ただ、社会福祉協議会に対する自治会の信頼関係を大きく揺るがすことだと私は思いますので、その辺についてもしっかりと町のほうから指導していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 大変申しわけございませんけれども、その判決の内容等をきちっと承知をしております。それからマニュアルにつきましても、申しわけありませんけれども、承知しておりますので、きちっと確認をした上で社協のほうとも協議していきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

6番、室崎議員。

●室崎議員 いやいや恐ろしい話が出てきたなという気がいたします。

私、そういう判決やなんかの話、法律論とは全く別に、あるべき姿として、同じことを一昨年、昨年と言ってまいりました。今回初めて、それに対する答が多少、説明の中に見えてきたのかなという気がいたします。

ただ、28年度の事業計画書には書かれていないのです。そうすると、28年はやる気はないと、こういうことなののでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 社協との協議の中で、社協としてもきちっと計画書に載せた上で、それらを進めたいということで、28年度の計画策定に載せて、29年度から実施をしたいという内容でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 そうすると、各自治会や、そういうところに対する説明は、今年度ではなくて、早くても29年度から始めましょうということになりましたということですね。わかりました。

それから、それが今のようないろいろな話が出てくると、間に合うかどうか大変疑問です。結局、一昨年からこの問題を言っているのだけれども、ずっと無視してきた。忙しくてできないのだというような回答でしたというような話で終わっていたのです。今、

一遍にツケがどんと来るかもしれません。それは私の責任じゃありませんから。

それから、第三者評価というものを、これは、いわゆる町が行っていた特別養護老人ホーム関係の事業、デイサービス等、それについて、第三者評価を入れるのだということは、町直営から社協に移管したときの議会で提言があって、そうしますということになりまして、それでずっと進めてきたと思うのです。初年度はちょっと時間的にも無理だけれども、次年度からはという、27年度からですね。

この今の報告書を見ますと、どこにもそれが記載されていないようなのですが、そういうものは、こういう経営状況説明書だとか、そういうものには一切記載する必要がないという判断なのでしょう。それから、状況はどうなっているのか。何かそういうものが出れば、ちゃんと一般町民にも発表しますというようなことを言っているのですけれども、それが27年度のところにも何も書いていないし、28年度のところにも何も書いていない、事業計画なんかのところにも。少なくとも、今の話をお聞きしている中では、そういう言葉は出てこなかった。これについて説明していただきたい。

それから、今の説明の中で、99ページという話がありました。昨年、私がお聞きしたときに、重要項目なのに、まるっきり経営内容だかということが町民に対して説明されていないので、町民は、個別的な何とか事業というのをやりましたなんていう、ぽんぽんとした話は、シャッキーとかそういうのもって、何人集まってお弁当を食べましたなんていう話はわかるのだけれども、根本的な運営形態だとか、そういうことについて何も知らされていないじゃないかということは、私、指摘しましたよね。

それで、例えばと私が言ったのは、会長以下理事、役員、こういう人たちは全部無報酬でやっている、そういう団体なのだということすら町民は知らないのじゃないかという例を挙げました。それに対してご答弁いただいたときに、いやいや、今回つくった常務理事というのは無報酬ではありませんと。それは、当時の、昨年の報告書の101ページを見ると出てきますと。約540万円の給料を払っているのですと答弁なさいました。私自身はそこまで踏み込んだ話は聞いていなかったのですけれども。それで、今回はその分が、道の指導を受けて、今回は99ページという違うところに載ったのだ。項目がこっちのほうが適当ですということだったのだと思います。

これを見ますと、数字がわけわからないのですけれども、内容に関しては、どこかに溶け込んで同じものが入っていると考えればよろしいのですか、そのあたりを具体的に教えてください。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 第三者評価のことをございますけれども、第三者評価ということで、平成27年度に心和園のユニット型のほう、18床のほうの事業について、第三者評価を北海道社会福祉協議会のほうに委託をしております。

それにつきましては、結果につきましては、そこから結果の案というものが今出てきておりまして、その結果の案を北海道社会福祉士会の推進機構というところに審査に出しております。その審査が通りましたら公表というような形で、手続が今進められている状況でございます。

内容につきましては、細かくはあれですけれども、総評の中では、特に評価の高い点ということで1点、それから改善を求められる点ということでは5点、大きな項目ですけれども、指摘を受けているということでございます。正式な審査が通りました段階で、きちんとした形で公表をさせていただきたいと思っております。

それから、常務理事の人件費でございますけれども、これにつきましては、99ページの中段から下のほうに人件費支出というところがございます。人件費支出で、今年度は3,148万円、前年度が2,480万2,000円ということで、667万8,000円が増額になっております。この中に、四百数十万円が常務理事の人件費ということで入っております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。

それで、まず、非常に初めて出てきた話ではないので、自治会だとか、そういうところに対するきちんとした説明ですね、今のような、さきの話のような不払い運動なんかが起こってきたら、これは大変なことになります。どういう形にするにせよ、やはり拠出してくれる方が納得して、社協は必要なのだから、この程度の会費は払うよと、みんなが納得していくというのは基本です。具体的にどういう方法で徴収するかは別です。それが、何か黙っていても入るからいいのだというような印象を与えるようなものやり方というのは、これは許されるものじゃないわけです。しかもそれは議会でもって2回にわたって指摘されているのです。私が言ったのは2回だけれども、その前から、私うっすら記憶あるのだけれども、ほかの議員からも同じような話が出ていました。だけれども全く動かなかった。これだけ見事に無視された事案というのも珍しいのではないかと思います。

そういう中で、今、判決がどうのこうのなんていう話が具体的に出てきたところで慌てるのならば、これは遅いです。やはり本来に立ち返って、きちんとしたものを早急にやらなければなりません。何か膨大な計画をつくって、その計画の中でもって、来年度あたりからやれるかどうか検討しましょうというような種類の問題ではない。そのように思いますので、これについてはきちんとした指導をしていただきたい。

それから、この第三者評価に関しても、議会での議論のときには、事業のごくごく一部だけ評価を受けてというような話ではなかったのです。当然そこでの共通認識は、そのとき、今回移管することによって、町民の中に、このサービスの質が落ちるのではないかという不安を口にする人が結構いたわけです。だから、それに対する一つの担保機能とでも言うのか、こういうふうにして、今はやりの言葉で言えば、厳正な第三者の目で評価をしていただいて、何ともないですよということを言って、安心していただきましょうということのできたのですよね。

そうすると、1回目は、第三者評価のこれは、心和園ユニットのところから始めましたというのであれば、終始一貫すると思いますが、そういう意味だと。だから、この次は違う場所というふうに、これからもずっと継続してやっていくのだと受けとってよろしいのかどうか。

それから、そういう話を、やはり28年度は、今度こうするというような事業計画書あたりには、主要な話としてはいいですけども、備考欄程度には、その程度のことも記載されてしかるべきでないのかと、そのように思います。

それで、昨年、町長が最後に答弁なさって、そこで、社協というのは、厚岸町と社協が連携を図りながら、福祉のまちづくりをするために重要なパートナーであるということをおっしゃっています。そして、指導と言ったら失礼だが、ともども努力していきたいとおっしゃっている。その重要性は私も全く同感です。そういう中で、やはり町民にきちっとした存在意義を納得してもらうためにどうするかということは、やはりこれは町の責任でもあると、そのように思いますので、こういう点はきちんと進めていただきたい。そのように思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 会費等の問題、それらの運営全般にもなろうかと思えますけれども、去年から、どういった形で説明をできるのかというようなことのお話はさせていただいていた中で、実は、平成28年から始めていきたいというようなお話もありましたけれども、最終的には、計画書に載せていきたいというようなことのお話でございましたので、そういう形で答弁させていただいておりますけれども、改めてまた、できるだけ早くということも含めて協議をさせていただきたいと思えます。

それから、第三者評価につきましては、去年はユニット型ということでやっておりますけれども、今年、町の予算でもって委託をかけておりますので、当初予算に、今年、デイサービスの部分のものを第三者評価に委託をしたいと考えておりますので、そういった事業ごとに評価という形になりますので、そういった形で随時進めていきたいと思えます。

いずれにしても、社協は、厚岸町の地域福祉の担い手の組織でございますので、引き続き協議をして進めていきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 議長、議員の皆さん、そして理事者の皆さんにお願いというのですか、ご了承をいただきたいと存じます。私は、報告第8号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書については異議はございません。報告は承りました。

ただ、今回、一般質問で、この中にかかわる関係で一般質問をさせていただきました。通告したのが早いものですから、一部重複する部分が、なるべく重複しないように質問をしようと思っておりますが、その際には、皆さんからご指導をいただきたいと存じます。議長、付して、一般質問のお許しをいただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

●議長（佐藤議員） ちょっと休憩します。

午前11時37分休憩

午前11時39分再開

- 議長（佐藤議員） 再開します。
他にございませんか。

(な し)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
これをもって報告済みといたします。

- 議長（佐藤議員） 次に、日程第12、報告第9号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第9号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき提出いたしました、本説明書の内容についてご説明いたします。

まず、1ページから14ページまでは、第23期の営業報告書で、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業期間に関するものであります。

2ページをごらん願います。

総括事項について、その内容を読み上げます。

釧路・根室圏域における観光入り込み客数は、道東自動車白糠インターチェンジの開通による交通アクセスの向上や地方創生の観光政策である北海道プレミアム旅行券などの効果より増加傾向にあり、当施設も追い風の中、入館者実績は26万5,015人、前年対比112.0%、2万8,437人の増加となりました。

また、当施設にあつては、国内企画旅行商品の利用が増加し、取り扱い人数も2万8,280人、前年対比117.4%、4,203人の増加という過去最高の入館者数となり、最も低迷した平成20年度と比較して8.2倍となる大きな伸びとなりました。中でも阪急交通公社名古屋支店の取り扱いによる中部国際空港セントレア開港10周年北海道ミステリーツアーでは、厚岸の味覚を求め4,720人の利用があつたことは、これまで重点事業として取り組んできた、広域連携を核とした観光プロモーションの成果だと考えられます。

営業部門においては、マーチャンダイジング、商品製作を意識し、カキにこだわった魅力あふれる商品づくりと、旬な地域の話の発信に全力を注いだ結果、純売上高は過去最高となる3億5,940万9,000円、前年対比112.3%、3,959万5,000円の増加となりました。観光雑誌「北海道じゃらん」の2016道の駅満足度調査、グルメ部門では6年連続の第1位に輝き、また、世界最大級の旅行口コミサイト、トリップアドバイザー「行って

よかった道の駅」ランキングでは、全国13位、北海道の道の駅115駅中、第1位となる評価を得るなど、話題の絶えないの飛躍の1年となりました。

以上が、総括事項であります。

次に、総務事項についてであります。株主総会及び取締役会の開催状況のほか、3ページにわたり株式の状況、役員や従業員数の状況、旅行業者との契約及び取引状況につきましては、記載のとおりであります。

次に、4ページの月別入館者状況であります。

月別の入館者の推移は記載のとおりであります。年度間合計数では、一般入館者23万6,735人、旅行業者関係の入館者2万8,280人、合わせて26万5,015人の入館者総数となり、前年度との比較で112.0%となっております。

次に、5ページからは決算報告についてであります。

6ページをごらん願います。

まず、貸借対照表であります。資産の部では、流動資産9,546万7,279円、固定資産は625万3,811円、資産合計では1億172万1,090円であり、前期との対比において11.6%の増となっております。負債の部では、流動負債が2,301万8,028円で、前期との対比で0.4%の減であります。固定資産については、前期同様ありません。純資産の部では、株主資本の額が7,870万3,062円で、前期との対比で15.5%の増となっております。利益剰余金は1,370万3,062円となり、前期との対比で347.5%の増となっております。

次に、7ページは財産目録であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページをごらんください。

損益計算書であります。

売上高科目のうち、純売上高は3億5,940万9,232円で、前期との対比で12.4%の増であり、これに指定管理収入を加えた売上高は3億8,869万5,015円となり、前期との対比で12.3%の増となっております。売上原価は2億654万8,391円で、前期の対比で13.1%の増であり、売上総利益については1億8,214万6,624円、前期との対比で11.5%の増となっております。

一方、経費であります。販売費及び一般管理費は1億7,171万7,197円で、前期との対比で4.4%の増となっており、次の9ページにその内訳を示しておりますので、ご参照ください。

この結果、営業利益が1,042万9,427円となっております。これに営業外収益の406万5,831円を加え、また、営業外費用の2,483円を引いた経常利益は1,449万2,775円となり、この結果、法人税などを差し引いた当期の純利益は1,064万917円となっております。

この利益剰余金につきましては、13ページでお示ししておりますが、株主への配当をせず、全額を次期繰越利益として処理されております。

今期につきましては、2年連続となる最終利益が出ましたが、会社の売り上げ規模や株主資本金に比して、利益額としては大きな額ではなく、会社所有の営業にかかわる備品、設備の修理・更新がこれから予定されることと、今後想定している(仮称)オイスターバーの開設や体験観光の充実などへの財源確保を図るため、株主配当などをせずに、時期繰越利益として処理されたものであります。

戻りまして、10ページは、株主資本等変動計算書であります。

当期純利益の1,064万917円の計上により、純資産の部、合計の当期末残高は7,870万3,062円となっております。

11ページは個別注記表であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページは監査報告であります。

次に、14ページですが、部門別収支決算書であります。一番下の行には、それぞれ部門ごとの経常利益の額が記載されており、これを前期との対比を口頭で申し上げますと、総務部門では、マイナス数値が7.7%増加しておりますが、レストラン部門では、前期との対比87.5%の増、魚介市場部門では13.7%の増、喫茶部門では47.6%の増、展示・販売部門では14.2%の増となっております。

15ページからは、平成28年度第24期営業活動計画についてであります。

16ページをごらんいただきたいと思います。平成28年度営業活動計画であります。営業の概要について読み上げます。

本年は、北海道新幹線の開通や北海道自動車道阿寒インターチェンジが開通するなど、東北道の観光にとって大きな観光促進の効果が期待されます。町内では、厚岸蒸留所でのウイスキー製造開始や、当施設での地域おこし協力隊員の協力による新たな事業の展開も始まることから、地域からはますます観光関連の話題が発信されることと思われまます。

近年、増加傾向にある団体旅行の予約においても、昨年に続き好調の兆しを見せ、施設の特徴である食をテーマとした誘客が期待されます。今後においても広域観光を軸としたさらなる観光ルートの充実を図るとともに、新規取り組みとして、ふるさと納税返礼品の企画に全力を注ぎます。

その上で、当期の計画では、18項目にわたる実施事項を掲げて取り組む方針を記載しております。

まず、1として、指定管理の遂行。2として、町民利用の拡大。3として、プレミアム商品の開発と販売の強化。4として、ふるさと納税返礼品事業の参入。5として、オイスターバーの営業展開。6として、アウトドアガイドの強化・充実。7として、インターネット販売の強化。8として、旅行業者への営業活動の戦略化。9として、観光誘致・誘客宣伝事業。10として、修学旅行誘致の強化。11として、施設管理と機器の更新。12として、総合観光案内所の充実。13として、道の駅連携と物産交流プロジェクト。14として、催事物産販売プロジェクト。15として、地域グルメ事業の推進。16として、キャラクター効果の促進。17として、防災拠点としての危機管理の強化。最後に、社員研修及び観光地視察の実施という内容になっております。

詳細については、それぞれ記載のとおりでありますので、説明を割愛させていただきます。

次に、20ページは、平成28年度第24期の部門別収支決算書であります。

当期については、これまでの実績を踏まえ、各部門ごとに計画額の積み上げを行い、全体の純売上高で前期実績の0.1%増となる3億6,000万円を見込み、売上原価で2億750万円、売上利益では1億8,245万8,583円、前期実績との対比では0.2%の増と見込んでお

ります。

一方、経費では、前期実績の4.9%増となる1億8,004万6,000円の見込み計上としております。これにより、営業利益は241万2,583円となり、営業外収入では350万円を見込んでおります。

この結果、当期の経常利益591万2,583円を見込んだ計画となっております。

以上、経営状況説明書の内容説明ですが、このほか、お手元には補足資料といたしまして、株式会社厚岸味覚ターミナル開設後の各年度の収支決算状況の推移と、平成27年度第23期の部門別収支決算書を、計画額と比較した表をお配りしておりますので、参考としていただきたいと思います。

以上、株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況の説明とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 昼食のため休憩いたします。

質疑は午後からといたします。再開は午後1時といたします。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

午前に引き続き、報告第9号の質疑を行います。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

●議長（佐藤議員） 日程第13、議案第47号 平成28年度厚岸町一般会計補正予算、議案第48号 平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました議案第47号 平成28年度厚岸町一般会計補正予算及び議案第48号 平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第47号、議案書の1ページであります。

平成28年度厚岸町一般会計補正予算（1回目）。

平成28年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,733万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,985万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページまで。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では6款6項、歳出では4款6項にわたって、それぞれ1,733万8,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、個人番号カード交付事業費補助金238万7,000円の増、個人番号カード交付事務費補助金93万円、新規計上、歳出計上の個人番号カード等交付事務に対する補助金の計上であります。番号制度システム整備補助金256万8,000円、新規計上、歳出計上の総合行政情報システム、番号制度システム整備に対する補助金の計上であります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、疾病予防対策事業費等補助金1万8,000円、新規計上、乳がん、子宮がん検診に対する補助金の計上であります。

16款道支出金、3項委託金、1目総務費委託金、5節統計調査費委託金28万円の増。経済センサスに係る委託金であります。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金100万円。匿名希望の方からの寄附金であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、3目1節地域づくり推進基金繰入金200万円の増。歳出計上の保健福祉総合センターあみか21の健康増進機器などの更新に伴う財源としての計上で、詳細につきましては、歳出にてご説明いたします。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金806万7,000円の増、補正財源調整のための計上であります。

21款諸収入、6項3目3節雑入8万8,000円の増、歳出計上の特定外来生物の駆除費用に係る厚岸漁業協働組合の負担分の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目情報化推進費878万2,000円の増、個人番号カード等交付事務331万7,000円の増、通知カード及び個人番号カード発行に係る委託料の計上で、今年度における厚岸町負担分として、地方公共団体情報システム機構からの通知に基づく予算計上であります。総合行政情報システム整備事業、番号制度システム整備分として375万8,000円、新規計上、個人番号制度の利用について、自治体間など町外機関との連携事務が平成29年7月から本格的に利用開始されます。この利用に当たり、外部環境との間において、情報連携が必要となることから、これに要する各種システムの整備費を計上するもので、障害者福祉システムなど、厚生労働省が管轄する事務事業が主な整備内容であります。総合行政情報システム強靱性向上事業170万7,000円、新規計上、

職員が日常的に利用する総合行政情報システムの端末では、それぞれの業務に応じた各種のシステムが利用できる環境となっておりますが、このたびの個人番号制度の導入に当たり、個人情報の取り扱いについては、今まで以上に情報漏えいに対する厳格なセキュリティを確保するように強く国から指導を受けております。これを受け、今回、整備しようとする内容は、さきの報告第7号で報告しました繰越明許費分を含め、整備しようとするもので、これまでの一般的な業務として利用するシステム環境とは別に、個人番号を利用するシステムは別環境、独立したシステム環境の中で利用するとして整備するもののほか、個人情報の情報管理を確立するとして、その利用状況等の内容を監視、記録するほか、外部への情報漏えい対策など、セキュリティ対策強化を図るといった内容であります。整備に係る事業費の総額は5,640万円で、これについて、5年間のリース事業によって整備するものとし、供用開始は来年2月からを予定し、2カ月分の賃借料の予算計上となっております。

8目財政管理費500万円の増、地域づくり推進基金の積立金の計上であります。この基金への積立金につきましては、本年3月下旬に、大地みらい信用金庫様より、創立100周年記念感謝事業の一環として500万円の寄附があり、その使用にあっては、地域づくりに役立てていただきたいとの意向を踏まえ、当該基金に組み入れるものであります。

なお、この寄附金相当額の使用にあっては、使途を明確にする必要がありますので、予算計上の際にその都度ご説明いたします。

5項統計調査費、1目統計調査総務費28万2,000円の増、経済センサスで、主に統計調査員の増員に係る報酬ほかの計上であります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費10万円の増、次ページ、4目児童福祉施設費50万1,000円の増、5目児童館運営費33万4,000円の増、それぞれ説明欄記載の保育所、子育て支援センター、児童館に係る備品購入費の計上で、その財源として、先ほど説明しました地域づくり推進基金90万円を充当するものであります。備品購入の内容であります。保育所にあっては、絵本、紙芝居の購入として、それぞれ保育所ごと10万円の計上、子育て支援センターの事務用備品は、乳児用身長・体重計を1台、施設用備品は、室内用遊具1台の購入、友遊児童館は、16インチ輪車10台の購入、子夢希児童館は、16インチ輪車4台、18インチ輪車4台、20インチ輪車2台、計10台の購入費であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費139万6,000円の増、がん予防保健23万6,000円の増、次ページにわたり、議案第58号 厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例に基づく所要の補正であります。事業内容につきましては、議案第58号の提案説明において詳細をご説明しますので、省略させていただきます。保健福祉総合センター備品整備事業116万円、新規計上、保健福祉総合センターあみか21の健康増進室に設置しているトレッドミル、いわゆるルームランナーと呼ばれる訓練機器1台が故障し、修復も不可能と確認されたことから、これを更新するものであります。財源につきましては、地域づくり推進基金110万円を充当するもので、さきの保育所等の備品整備を合わせ、本補正予算において、合計200万円を地域づくり推進基金から繰り入れするものであります。

2項環境衛生費、1目環境対策費、特定外来生物対策38万3,000円の増、特定外来生物

のウチダザリガニについて、町内河川での生息分布調査の結果、別寒辺牛川、尾幌川での生息が確認されました。この調査結果を受け、繁殖期前に駆除作業を実施することが必要で、既に生息が確認されている旧尾幌1号川を含め、3河川において駆除作業を実施するための捕獲用かごや胴付長靴など、駆除するために必要となる経費についての予算計上であります。

なお、厚岸湖に流入する別寒辺牛川と旧尾幌1号川については、厚岸漁業協同組合と共同により駆除作業を実施いたします。

9款総務費、5項社会教育費、4目文化財保護費56万円の増、厚岸町指定文化財である厚岸湖牡蠣島弁天神社弁財天座像上屋が経年による劣化などにより、老朽化と損傷が著しく、施設整備の全体において修復が必要な状況となっている中、当該施設の管理、保存を行っている牡蠣島弁天神社保存会から修復費用の一部について助成要望があり、これに係る補助金の計上であります。

なお、座像上屋以外の施設に係る復旧については、保存会、厚岸漁協など関連団体のほか、寄附金によって財源を確保し、実施する予定であります。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

次に、議案第48号であります。

議案書の1ページであります。

平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（1回目）。

平成28年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,704万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページまで。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入歳出ともに、1款1項にわたって、それぞれ107万円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。6ページをお開き願います。

歳入であります。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、3目1節国民健康保険制度関係事業準備事業費補助金107万円、新規計上、歳出計上の国民健康保険等管理システム改修に係る補助金であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費107万円の増、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県へと移行されることに伴い、北海道では、各市町村から国保事業費納付金の納付を受けることとなります。その準備段階として、本年9月に国保事業費納付金等の算定に必要なデータを抽出し、北海道へ提出することになりますが、現行のシステムではこの作業ができないため、これを改修するための委託料の

計上であります。

なお、修復費の財源は全額補助金であります。

以上をもちまして、議案第47号 平成28年度厚岸町一般会計補正予算及び議案第48号 平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。御審議の上、ご承認いただきます、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） 本2件の審査方法について、お諮りいたします。

本2件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成28年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本2件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成28年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午後1時13分休憩

午後1時18分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第14、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は、答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし、合図をいたします。

初めに、8番、南谷議員の一般質問を行います。

8番、南谷議員。

- 南谷議員 第2回定例会開会に当たりまして、通告に基づき、一般質問を行います。

初めに、斎場（火葬場）の施設管理について質問を行います。

本町の斎場は昭和61年に完成し、築約30年経過しております。管理運営は厚岸清掃社へ火葬業務と施設管理、いわゆる施設内外の清掃と除雪の管理委託をしており、厚岸清掃社はしっかりと受託管理を行っています。

しかしながら、斎場施設は、床上のはばきの塗装がはげており、一部天井の雨漏り、さらには壁の上部が黒ずみ、胴縁の影が浮き出ています。大規模改修は困難でも、清らかに利用できるよう改宗すべきではないでしょうか。

また、道路沿いに設置の斎場看板です。三つの案内が一緒に書き込まれているため、字が小さくて見えにくく、裏側が赤さびでみすぼらしい状況にあります。早期の対応が必要ではないでしょうか。

次に、心和園とデイサービス事業の管理委託について質問を行います。

心和園の運営が社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会、社協ですが、ここに指定管理となり、2年が経過しました。そこで、運営は指定管理前と比較してどのようになったのかお尋ねをさせていただきます。

1点目、心和園のショートステイ、多床室、ユニットとデイサービス事業の利用実態はどのようになりましたか。

2点目、利用者へのサービスはどのようになり、利用者はどのように受けとめておられますか。

3点目です。職員の体制はどのようになりましたか。また、待遇は、平成27年度の国の制度改正が給与にどう反映されていますか。

4点目です。運営に係る収支は、指定管理実施当初計画対比でどのようになっていますか。

5点目、社協の平成27年度事業計画書の事業方針において、介護保険事業では、社協で行ってきた従来からの訪問介護事業、居宅介護支援事業と一体的経営を確立し、効率的かつ効果的で適切な事業経営に努めると明記されておりますが、何をどのように実施されたのかお尋ねし、1回目の質問といたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の斎場施設管理についてのうち、初めに、大規模改修は困難でも、明らかに利用できるよう改修すべきではないかについてであります。斎場は、本年12月で築30年を迎えますが、これまでに火葬炉や焼却装置などの機械設備、外壁・屋根の改修や床張りかえなどの修繕を行ってまいりました。また、本年は、火葬炉改修に498万8,000円を計上しているところであります。

しかし、ご指摘のとおり、床の上のはばき、天井の雨漏り、壁の黒ずみなど、経年劣化により、修繕しなければならない箇所が残っております。このうち、速やかに修繕対応が可能なものについては、予算を確保して対応してまいりたいと考えますが、天井の雨漏りについては、屋根の防水加工など大規模改修が必要となるため、3カ年実施計画において検討の上、対応してまいりたいと考えております。

次に、斎場看板は、三つの案内が一緒に、小さくて見えにくく、早期対応が必要ではないかについてであります。現在の斎場看板は、平成25年に設置したものであります。文字が小さく、また、一方からしか看板を確認できない状況にありますので、施設表示を分けるなど、見やすい看板について検討を行い、早期に整備したいと考えております。

続いて、2点目の心和園とデイサービス事業の管理委託についてのうち、初めに、心和園のショートステイ、多床室、ユニットとデイサービス事業の利用実態についてであ

りますが、ショートステイについては、指定管理前3年間の平成23年度から25年度までの平均稼働率が87.3%に対して、平成26年度は71.9%と大きく減少し、27年度も74.9%と若干回復傾向にあるものの、低水準の状況にあります。

ショートステイは、多床室やユニットへの入所待機者も多く利用しており、平成27年度は、ショートステイ利用者から9人が多床室へ、3人がユニットへ入所したことに加え、新たな利用も伸びなかったことによる減少と考えております。

多床室については、指定管理前3年間の平均稼働率が93.8%に対して、26年度は84.6%、27年度が84.2%と、9%ほど落ち込んだ状況が続いております。これは、昨年6月の段階で、一時満床となったものの、1年の間に死亡等により退所された方が18人と多かったことから、新たな方の入所手続の期間が必要なため、どうしてもベッドが空く状況が発生し、稼働率が減少となっているものであります。

ユニットについては、指定管理前3年間の平均稼働率が94.6%に対し、26年度は83.6%と落ち込みましたが、27年度は95.2%と、指定管理前の稼働率に回復している状況であります。

デイサービスについては、指定管理前の3年間の1日平均利用人数が21.1人ですが、26年度は25.1人、27年度は23.2人となっており、指定管理前より増加している状況にあります。

次に、利用者のサービスはどのようになり、利用者はどのように受けとめていますかについてであります。利用者へのサービスについては、指定管理前の実施形態を継承して実施しており、また、介護職員の大半が指定管理前から従事している職員であるため、基本的な接遇や介護内容は維持されているものと考えております。

その上で、移行後においては、札幌市や釧路市などで行われる各種の研修に職員の派遣を増やし、職員の資質の向上と意識改革により、介護の質の向上を図り、利用者へのサービスの向上につなげるといった取り組みを進めているとのことでもあります。

また、利用者の受けとめについてであります。町から派遣している介護相談員が利用者のお話をお聞きしているところでは、移行に伴う変化についての御意見は特に聞いておりませんので、これまでと変わりなく利用されているものと考えております。

また、地域密着型サービス運営推進委員会を立ち上げ、地域や家族、入所者の代表から意見を聞いて、利用者へのサービスの向上につなげるといった取り組みも始めているとのことでもあります。

次に、職員の体制はどのようになりましたか、また、待遇は、平成27年度の国の制度改正が給与にどう反映されていますかについてであります。現在の体制は、心和園では介護職員36人、看護職員4人、デイサービスでは介護職員12人、看護職員1人であり、配置体制については変わっておりません。

また、職員の待遇については、平成27年度の制度改正においても、介護報酬において介護職員処遇改善加算が継続されており、この加算分は、人件費の改善計画を北海道に提出するとともに、加算額が人件費に反映されることが必要となっております。社会福祉協議会においては、加算額約700万円全額を介護職員の人件費に充当し、処遇改善を図っているとのことでもあります。

次に、運営に係る収支は、指定管理実施当初計画対比でどのようになっていますか

ついてであります。平成26年1月15日に社会福祉協議会から提出された指定管理者指定申請書において、心和園及びデイサービスセンターに係る単年度分の収支計算書が示されており、これを指定管理実施当初計画として、平成27年度の実績と対比してお答えをいたします。

心和園の当初計画の事業活動による収支は、収入の合計が3億3,536万6,177円、支出の合計が3億2,438万1,740円で、差し引き1,098万4,437円の収支残となっております。

平成27年度の実績では、収入の合計が3億585万6,962円、支出の合計が2億9,995万9,305円で、差し引き589万7,657円となり、当初計画と比較した収支残額の差は508万6,780円の減額となっております。

デイサービスセンターの当初計画の事業活動による収支では、収入の合計は5,643万2,512円、支出の合計が5,503万4,160円で、差し引き140万352円の収支残となっております。

平成27年度の実績では、収入の合計が5,638万4,830円、支出の合計が6,515万9,052円で、差し引きマイナスの877万4,222円となり、当初計画と比較した収支残額の差は1,017万4,574円の減額となり、厳しい経営状況となっております。

次に、社協の平成27年度事業計画書事業方針において、介護保険事業では、社協で行ってきた従来からの訪問介護事業、居宅介護支援事業と一体的経営を確立し、効率的かつ効果的で適切な事業経営に努めるとありますが、何をどのように実施されましたかについてであります。一つの法人としての長所を生かし、在宅から施設へと生活の場が変わっても安心して暮らしていただけるように、各事業の担当者間で継続的に会議を行うなど、情報共有や連携を図ることにより、切れ目のない、より質の高いサービス提供に努めているとのことであります。

また、経営面では、平成27年4月からの介護報酬改定により、訪問介護サービスと通所介護サービスにおいて、前年から9%ほどの収入減を強いられていましたが、居宅介護支援サービスや施設介護サービス等で、その収入減を補填するなど、一体的経営の中で乗り越えることができているとのことあります。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 斎場の関係からお尋ねをさせていただきます。

本町の斎場は、年間利用数、平成23年から平成27年までの5カ年の平均利用件数は、年間112.2件でございます。年間の斎場の平均の利用収入でございますが、5年間プールしますと、大体年間139万1,000円の収入に対しまして、厚岸清掃社の委託金、5年間プールで平均しますと、単年度で委託料は453万492円。そして、水道光熱費等その他経費でございますが、162万5,912円。支出の合計が615万6,404円と試算させていただきました。差し引きいたしますと、大体単年度5カ年の平均なのですけれども、476万5,404円、これだけ斎場を維持していくのに、単純に利用料から経費と委託料を引いただけで、これだけのマイナスになって負担をしているということがわかりました。

それに、先ほどの答弁がありました。今年度も炉の改修をしておりますし、498万8,000

円の計上をなさっている。以前にもありました、大きな大改修もしてまいりました。ですから、なかなか斎場の維持管理というものは、大きな改修というのはなかなか難しいのではないかと、それは私も十分理解できますが、今、斎場に私も時々行ってみるのですが、窓をあけると夏場はテントウムシがいるのです。本当にわびしい思いをいたします。本町の人口推計や斎場の耐用年数を考えるとき、現時点で新築や大改修は私も困難だと思います。であれば、当面、現有施設の長期有効活用が必至ではないでしょうか。長期的にしっかり長持ちするようなメンテナンスというものは必要ではないのかなと、かように考えます。

斎場は、本町の人、本町に縁のある人、自分にとって最も大切な人、誰もが一度は利用するところ。そして、何十年ぶりに身内の葬儀、野辺の送りにと、斎場に、厚岸町に何十年ぶりで来られる方もおられるでしょう。利用される方々が、受託者の厚岸町清掃社の方、あそこを利用される方も一生懸命掃除しているのしょうけれども、今日、各斎場、相当設備投資もされているところはあります。私は決してパチンコ屋さんのような、きらびやかなとか、そういう施設を望んでいるわけではないのです。やはり今のままではわびしい思いをするのではないのか。それであれば、はばきや壁の塗装をするなど、具体的にきちんとしていくのだというものを今から手を打つべきではないのかな。利用者に、清楚な施設で、清らかに利用していただくよう、しっかりと整備をすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ご質問者おっしゃっていただきましたとおり、30年に至る施設となっております。昭和61年建設から平成27年までの改修、修繕費につきましては3,720万円を超える修繕等を行ってきております。年に割り返しますと130万円弱の金額が、隔年ではございます、やっていない年もございますけれども、このような経費をかけながら維持管理を行ってきいるところでございます。特に火葬炉の点検につきましては、年2回実施しておりまして、その結果をもとに、特に火葬炉など、火葬機能を重視した中で、計画的な修繕、改修等を行ってきたところでございます。おっしゃっていただきましたとおり、やはり経年劣化によります壁の黒ずみなど、修繕等の対応が至っていない箇所も残っているのは事実でございます。

私どもとしましては、特に汚れが著しい床上のはばきとか、給湯室の壁と天井の塗装などにつきましては、比較的火葬業務に支障が少なく、修繕対応が可能と考えますので、軽微な修繕等につきましては、できましたら補正予算で計上させていただきまして、年度内での修繕を行ってまいりたいと考えております。

また、町長から答弁がありましたとおり、天井の雨漏りにつきましては、やはり屋根の防水加工など抜本的な大規模改修が必要なこと、さらには、経年劣化による内カビ等もありますけれども、このクロスの張りかえにつきましては、待合棟などに足場の設置が必要なことから、火葬業務との日程調整を図りながら、その合間を見て改修や修繕を行わなければならないため、今後の3カ年実施計画での検討を行わせていただきまして、今後とも計画的な修繕、改修を行いながら、適切な維持管理に努めてまいりたいと考え

ておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 次に、看板でございます。国道44号のほうから、国道沿いに設置してあるのですけれども、糸魚沢方向から見ますと、裏面で赤さびだらけなのです。裏側になるかもしれないのですけれども。先ほどの答弁で、平成25年に設置されたと、現在の看板。確かに表側はきちっと読めます。ですけれども、車で通ったり何なりするには余りにも小さ過ぎます。ですから、両側から見えるように、はっきりするべきではないのかなと、かように思ひます。

三つ一緒なのです、一番下に火葬場と表示になっているのですけれども、あの看板には、ごみ焼却処理場、一般廃棄物最終処分場、一番下に斎場と記載がなされています。私が思うには、それぞれの立場で違和感を、斎場と一緒に、斎場か、逆にいろいろな立場で不快を感じる、誤解を招きかねない部分もあろうかなと憂慮いたしますが、その辺は答弁は要りませんが、やはりきちっとそれぞれ、例えばごみ焼却処理場と一般廃棄物最終処分場、この辺については性格的に似ている部分もあろうから一つでも構わないかもしれないと思うのですけれども、やはり斎場とは一線を画してはいかがかなと、かように考へます。

それから、平成25年にやった割には、何年もたっていないのですけれども、旧態依然のものを、あそこに看板、三つほどあります、この看板以外に。非常に大きいものあれば小さいものもある、そしてこの看板です。ですから、整理するものは整理されるとか、それぞれの団体があるのでしょうかけれども、これらについても、やはり下草を年に1回は刈るとか、見えやすい状態にきちっと管理をするべきではないのかと、かように思ひますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 現在、設置しております案内看板につきましては、もともと斎場などの案内板が国道面にはございませんでした。町民の方からのご意見等をいただきまして、町外から斎場に来られる方への少しでも利便を図ろうということで、既存の看板につきましては、もともとあった鉄の看板がございますが、それを支えとしまして利用して、平成25年度に職員の手づくりで案内板を設置したものでございます。

この看板につきましては、市街地方向からの一面案内の表示しかなく、三つの施設を一緒に表示しておりますので、小さくて見えにくい。また、車で近くまで行かなければ確認できないというような、やはり案内機能としては不十分ということで考へております。特に、斎場とごみ処理場などの施設の表示を分けまして、見やすい看板にした上で、今後、整備を行っていきたくて考へております。

また、手前には、今おっしゃっていただきましたとおり、大きな看板、北方領土看板がございます。その道路を挟んで、今、三つの表示をしている看板、さらには、その横、ごみ処理場側に大きな看板が立っておりますけれども、北方領土につきましては我々の

所管のものでございませんので、その補修はできませんが、残る二つについては町で管理をしているところがございますので、これら整理をした中で、板の整備、さらには環境整備を図りながら、きちんと利用者の案内をできるような機能を持てるような施設整備をしたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 心和園とデイサービスの管理委託についてお尋ねをいたします。

まず初めに、利用の実態でございます。資料要求をしております。この資料を見てください。先ほどの町長の答弁でありました。非常に丁寧に、その年度年度で説明をしていただいたのですけれども、この資料で、見ていただきたいのですが、平成23年から25年まで、3カ年の多床室の平均稼働率で93.3%、平成27年度の下、26年、27年の平均84.4%、差っ引き8.9%のダウンとなります。

先ほどユニットについて詳しい説明がありました。このユニットについても、3カ年の平均は94.6%、この2カ年、指定管理になってから89.4%です。トータルでは5.2%のダウンとなっています。確かに27年度は回復傾向にはある。95.2%でございますから、平成27年度は。

次に、ショートです。ショートは87.3%、これが73.4%、トータルでは13.9%のダウン。デイサービスは、3カ年の平均が21.1人が24.2人、逆に3.1人伸びていると。こういうことが資料によりわかりました。

先ほど町長のご答弁ですが、いい部分だけ強調されているように思われます。実態を見るとトータルでは下がっているのです、稼働率は。稼働率が下がっているのが悪いということを言っているのではないのです、僕は。実態がこうですと。端的に言ってください。27年度の数字がこうですと言われたってなかなかわからない。この数字を見たら、私は決して稼働率が上がっているとか下がっているというだけの議論にはならないかもわからないけれども、厳しい数字だなと理解をさせていただきました。

2点目にまいります。指定管理後の利用者のサービスでございますが、先ほどの答弁で、多くのスタッフが同じ、以前のサービスを踏まえ、継承されているのでサービスの低下はない。そういうことで私も安堵いたしました。

利用者の声でございますが、特にないと。従来どおりと理解をさせていただいたのですけれども、利用者が直接施設のほうに言ってくるとはなかなか私は思えないのです。先ほどの答弁にありました、代表者なりを設けて、こういう取り組みをされるということは私は大変大事なことだと思いますが、アンケート調査なんかはされたのでしょうか、利用者は年配ですから、利用されている家族の方にアンケートを出すとか、そういう聞き取りとか、そういう声も私は必要ではないのかなと。そのことがサービスの改善につながっていくのではないのでしょうか。いかがでしょうか。一度、アンケート調査なんかは実施されて、先ほどの答弁につながっているのかどうか。そういうことはされているのかどうかも含めて、もしやっとなければ、利用者の声、デイサービスなんかは特にできると思うのですけれども、介護度5とかの人はなかなか難しい。家族とか、そういう人たちの声も聴取できるような仕組みを私は講じて、耳を傾けていいのではないのか

と、かように思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） アンケート調査でございますけれども、平成26年、27年は実施はしていないということでございますけれども、28年度になって、デイサービスセンターのほうで行っているようです。結果についてはまだ聞いておりませんが、それから、施設側のほうについては、なかなか対象の方がアンケートに答えられるというような状況も難しいものですから、デイサービスセンターのほうだけ実施をしているという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 デイサービスのほうでやっておられると。ぜひそういう声も反映されるようお願いをしたいなと。

それから、なかなか、今言われるように介護度の重い方のアンケートというのは僕も厳しいと思います。ですけれども、家族とかいろいろあるので、どの程度できるのかも含めて、ひとつ検討していくべきではないか、かように思います。

次に、3点目、職員の待遇改善でございます。国の制度改正、厚労省大臣基準告示88で、介護職員処遇改善加算、こういうものが発表されました。これに基づいて、給与にしっかり反映されていると確認をさせていただきました。働く皆さんが仕事に意欲を持たれ、利用者に適切なサービスを提供されるよう、これからも給与面、こういうものについては国の制度に適切に対応されるよう、しっかり職員の皆さんの待遇改善に努めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この加算につきましては、先ほどの経営状況説明の中で説明もさせていただきましたが、約700万円が加算として認められて、交付になっているということでございまして、それについては全額、人件費のほうに充当しているということで、当然、人件費に充当することが前提でございますので、きちっとそういった処遇の改善につなげているということでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 4点目に参ります。運営収支についてお尋ねをさせていただきます。

経営状況説明書の40ページを見ていただきたいのですが、貸借対照表が記載されております。平成28年3月31日現在、資産の部の流動資産、上から2番目、事業未収金、当年度末、平成27年度末で6,896万6,010円、昨年対比、増減が686万851円、これだけ増えております。たしか指定管理前は、ここはゼロだったと僕は認識しているのです。この違

い。それから、ここでも増えています、680万円ほど、年度末対比で。これは、介護報酬の動きだと理解をしておりますが、この内容について説明を求めます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この事業未収金でございますけれども、社会福祉協議会のほうの会計につきましては、3月31日を基準にして決算がなされます。それから、町で実施してありましたときは、特別会計の中で整理をしておりますけれども、それにつきましては、5月31日までの出納整理期間があった中で決算されるという状況でございますので、単純に比較できないということでございます。

それで、社会福祉協議会のほうの決算での6,800万円というのは、介護報酬が2カ月おくれて収入になるということございまして、未収金という計上になっております。そういう構造になっておりまして、どうしても2カ月分が未収金ということになってまいります。

それで、686万円増えているということにつきましては、施設のほうの稼働率が若干上がってきておりますので、上がってきた部分に対しまして、報酬も昨年度よりは増えているということで、686万円が増えているということでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 会計年度が同じなのですけれども、3月31日で。社協の場合は、すっぱりですから、というふうに僕は認識しているのです。ところが町の場合は、出納閉鎖期間があるから、この分が整理されると、こういう理解でよろしいですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その出納整理期間の中で、今、未収金になるものも収入になって決算がされるということでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 ということは、資金の流れは同じなのですよね、資金の流れは。たまたま片一方は、出納閉鎖期間があるのから、この時点で整理される。そこで問題になるのは、私は思うのですけれども、出納閉鎖期間の間、2カ月半、この間に6,800万円ぐらいのお金が動いているわけです。おたくから移行にわたるときに説明を受けました。資金繰り、ゼロからのスタートでございますから、新たな事業を受けるわけですから。そうすると、人件費を払っていくときに、資金繰りがなかなかつかないと。介護報酬は2カ月半後に来るので、その間の資金繰りに、職員の分の補助金を早目にとということで入れていく、クリアするという議論をされたのは私も記憶があります。

といいますのは、この事業未収金一つとっても、なかなか2年たっても増えるよう

な状況であって、運営資金はなかなか充当されてきていないなど、きゅうきゅうだなど理解をさせていただいたのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この事業未収金6,800万円ということで、2カ月おくれで入ってきますので、その間の資金繰りが必要となってくるということでございます。先ほどの経営状況説明の中で、基金のお話もさせていただきました。3,900万円のうち3,950万円を運営費の中で運用しているということで、この基金も活用して、何とか資金繰りを回しているというような状況でございます。おっしゃるとおり、資金の運用については厳しい状況が続いているということでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 先に進んでくれたのだけれども、その下のその他固定資産、福祉基金積立金資産、平成27年度、当年度末49万4,597円、前年度末が492万8,584円、この差額がマイナスの443万3,987円、これだけ積立資産が減った。平成25年度末で、私が教えていただいたのでは2,955万4,774円。そうしますと、かなりの数字が、社協に移行する前に2,955万4,774円、平成25年度末、この欄であったものが、現在は49万4,597円でございますから、相当積立資産が減額になっている、こういう実態にあります。そういう理解でよろしいでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 福祉基金総体でございますけれども、3,999万4,597円というのが福祉基金の総体でございます。それで、そのうち1,000万円を平成22年3月で取り崩しをして、運用資金繰りに回しております。平成26年3月でもって2,500万円をまた取り崩ししまして、昨年の決算のことでございますけれども、2,500万円を取り崩しまして、施設の、それぞれデイサービスと老人ホーム側の資金の運用に回している。それで、今回450万円を取り崩しまして、運用しているということでございまして、残りが49万4,597円になったということで、ここに出ている△443万3,987円、減額しているという部分につきましては、今回450万円を取り崩した決算ということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 私が考えるに、ただいまずっと質問してまいりました。まず1点目、稼働率は明らかに下がっている。2点目、介護報酬が2カ月半おくれで、当初運転資金がなく、厳しい状況からのスタートであったけれども、人件費の繰り入れにも事欠いてきて、基金の取り崩しにつながってきていると。2年で約2,900万円、3,000万円近いものが取り

崩されている現実。当初計画では年間1,000万円くらいの黒となっていくという、先ほど説明もありました、収益が500万円ぐらいに縮まった。でも、取り崩しているものも入れて、最終的な数字でございますから、中はそうではないのです。ただいま申し上げましたようなことからしても、順調な収支状況とは私は言えないのではないのかな、かように捉えておりますが、本年度で職員の移行分の補助も終わります。来年度以降、人件費の補助を含めて、どのように捉えて、どうされるのか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 人件費補助につきましては、3年間ということの約束でございますので、今年度で終了するということにつきましては変わりはありません。

それと、収支のことにつきましては、稼働率の問題等いろいろございますけれども、2年間の実績を踏まえて、また今年、3年目でそれらの改善をするために社協のほうでも一生懸命取り組んでおります。そういう状況を私どもはよく見させていただいて、その状況によって、また協議を進めていくということになるかと考えております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 町と社協、先ほどの報告の中でもありました。どこまで町が、どこまで社協がという部分では、担当課としても非常に厳しいものがあるかと存じます。私ども町民からすると、移行するに当たって、やはり思いは、厚岸町がという思いが非常に強いと思うのです。そういう中での移行だったと思います。いろいろ社協が何もしていないとか、そういうことを僕は言っているのではないのです。一生懸命頑張っているけれども、結果だから、数字はうそつかないと思うのです。そういう意味では、どこまでどう町がかかわっていけるのか、この辺はデリケートなものがあるかと私は思います。

協定書の第2条で、町と社協は、町が社協を指定管理者として指定する意義が、心と園の管理運営に社協の能力を活用することによって、管理業務の効果・効率を向上させ、もって、町民の福祉の一層の増進を図ることを確認と明記されております。何かわかるようなわからないような話ですけども、お互いにちゃんとスクラム組んで協力し合えということだと私は理解をさせていただきました。

やはり社協に指定管理しているのだから、管理運営は社協がということでは私まずいと思うのです。稼働率が下がっているのであれば、改善に向けてお互いに知恵を出し合う、おたくらは過去やってきた経緯もあると思うのです。簡単に、空いたから、亡くなった後、何日間は入れられないとか、いろいろルールはあると思うのです。事務手続とか、今まで培ってきたノウハウというものも含めて、社協とのコンセンサス、会議というものは持つべきだと思います。そういう会議をしっかりと持っていくべきだと、定期的でなくてもよろしいですから、収支面とかサービス向上のための話し合いというのですか、指定管理しているから介入できませんでは私は困ると思うのです。お互いに相乗効果で、話し合いの中でやっていくような機会というものは、これからも私は必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 指定管理者として指定している以上、運営につきましては、基本的には社会福祉協議会がしっかりと運営していただくことが大事だと思います。その上で、今おっしゃられたように、町は、町でやっていたときのノウハウなんかもありますし、稼働部分もありますし、そういったこと、それから、当然予算の段階、決算の段階等でもって、社会福祉協議会のほうとも協議の場というものは持っております。そういった中で、稼働率の問題ですとか、質の向上という観点から、第三者評価というような部分を進めているということも含めて協議をしております。それらにつきましては、引き続き今後もきちっとやって、向上に努めていきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、12番、佐々木亮子議員の一般質問を行います。

12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 私は、第2回定例会におきまして、通告に基づきまして、今回2件の質問を行います。

1件目は、緊急避難場所である桜通り頂上横高台についてお伺いをいたします。

1点目として、桜通り頂上横高台の避難場所としての位置づけはどのようなものなのか。

2点目として、避難すると想定をされている人数はいかほどなのか。

3点目として、今後の整備はどのように考えているのか。

4点目に、町と地域住民との話し合いは、これまでどのように進められてきているのか。また、今後どのように進めていくのかについてお伺いをいたします。

2件目は、障害者・障害児支援についてお伺いをいたします。

1点目に、障害の早期発見と、その後の適切な対応は重要だと考えていますけれども、どのような取り組みをしているのでしょうか。

2点目に、療育手帳が交付されないままで社会人となった障害者の方の把握と対応はどのようにしているのでしょうか。

3点目に、北海道で実施している18歳未満で身体障害者手帳が交付されていない難聴児に対する補聴器助成と修理費用の助成制度の活用はされているのか。また、オーダーメイド時の場合は費用も高額になることから、町独自の助成はできないのかをお伺いいたします。

4点目として、多機能共生型地域交流センターの位置づけと、今後の課題はどのようなものなのか。

5点目に、多機能共生型地域交流センターは、以前の施設をそのまま活用しています。そのため、トイレや水回りに使いにくい点もあり、雨漏りも見受けられますが、どのように考えているのか。

以上をお伺いして、私の1回目の質問とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 12番、佐々木議員のご質問にお答えいたします。

1点目の緊急避難場所である桜通り頂上横高台についてのうち、初めに、桜通り頂上横高台の避難場所としての位置づけについてであります。桜通り頂上横高台は、津波警報等が発令された場合、津波発生のおそれがある場合、または、津波が発生した場合に、梅香地区住民のほか、平日昼間時における保育所や学校などの児童・生徒、職員などが迅速に避難し、危険回避ができる場所として、厚岸町防災会議が地域防災計画で指定した津波時の緊急避難場所であります。ただし、長時間または長期間にわたる避難を想定したのではなく、あくまで一時的な避難場所としての位置づけをしております。

次に、避難すると想定している人数についてであります。地域防災計画では、避難場所ごとに目安となる避難対象区域を示している一方、時々状況により大きく変動する避難対象人数を示していないことをご理解いただいた上、試算による現状での対象人数としては、基本的に梅香地区住民に限られる平日・休日の夜間、早朝時と休日の昼間時で約370人、保育所や学校などの児童・生徒、職員などがいる平日の昼間時では、これに約350人が加わるため、この時間帯に梅香地区以外で働いている住民を対象人数から除かないとした場合、約720人となります。

次に、今後の整備はどのように考えているかについてであります。本年度、従前からの自治会要望並びに厚岸小学校、中学校及び各PTAの要望に応じたものとして、避難場所に上がる階段を、現在の単管による簡易式のものから、幅員や勾配を考慮したものに整備することとしており、当初予算において、設計監理委託料の438万5,000円と、工事請負費の1,428万9,000円を合わせた1,867万4,000円を計上しているところであります。

次に、町と地域住民との話し合いはどのように進められてきているのか、また、今後どのように進めていくのかについてであります。当地区の避難場所の経緯を申し上げますと、平成20年度の自治会要望において、当時避難場所に指定していた浄福寺裏山が、地震発生時に左斜面の岩盤崩落のおそれがあるため、避難場所としてふさわしくないとの指摘があったことから、速やかに見直しを行い、自治会に説明をし、理解を得た上で、当時、浸水区域外であった厚岸中学校を指定しておりますし、平成24年6月に北海道が、東日本大震災を踏まえ、最大クラスの津波を想定して見直した北海道太平洋沿岸の津波浸水予測図を公表したときも、厚岸中学校周辺が10メートル以上浸水するとの予測から、速やかに避難場所の代案をもって、開催した住民説明会で自治会に説明をし、一定の理解を得た上で、現在の桜通り頂上横高台を指定しております。

また、これまでの避難場所整備についても、現在の簡易式階段の手すりの幅と高さの改修、避難・備蓄施設の設置や当施設内の棚の設置、災害用備蓄資機材の整備、避難・備蓄施設内外の感知式照明の設置、避難用テント展張スペースに確保に係る当施設周辺の整地についても、全て自治会の要望に応じたものであり、その都度、自治会との協議を行いながら、その理解のもとに順次進めてきたものであります。

なお、先ほど申し上げた階段整備については、自治会に対し、本年度での整備が決定

したことはお伝えしておりましたが、事前に詳細な説明がなかったとして、先般、役員の方から文書をもって厳しいご指摘を受けたところであります。

この件については、既に回答文書をもって、詳細かつ丁寧な説明をさせていただき、要請があれば、近く開催される予定の自治会総会で説明させていただくことをお伝えしているところですが、今後の整備に当たっては、現在、実施している地質調査の結果を踏まえ、数パターンの施工方法が示されることになっておりますので、その際は自治会にもお示しをし、ご意見をお聞きした上で決定させていただきたいと考えております。

また、平成25年度以降、自治会からは、避難場所の再検討を要望されており、自治会では、現避難場所から通路を挟んだ向かい側を適地と考えているようですが、ここは北海道が土砂災害特別警戒区域に指定した箇所であり、地震による岩盤崩落のおそれから、避難の際、2次災害に遭う可能性が高いため、町としては、ここを避難場所に指定することは難しい旨説明をしております。

続いて、2点目の障害者・障害児支援についてのうち、障害児の早期発見とその後の適切な対応は重要だと考えるが、どのような取り組みをしているのかについてであります。保健福祉課では、妊娠届けに伴う母子保健手帳の交付、出生後の予防接種券の交付、生後1カ月以内の新生児訪問、乳児一般健康診査、股関節脱臼検査、4カ月時、7カ月児時の赤ちゃん相談、1歳6カ月児健診、3歳児健診などにおいて、直接、保健師と栄養士がかかわり、発達状況の確認や育児等の相談を行っております。

また、子育て支援センターの利用や保育所通所の中においても、職員と保健師が連携を図り、気になる子どもの支援に努めております。

この中で、子どもの状況や発達上の不安などに応じ、児童相談所や小児専門医療機関への受診を勧奨し、また、受診の必要がない場合においても、発達の様子を確認しながら対応をしているところであります。

これらの対応は、障害の早期発見だけではなく、母子の健康面や育児環境、育児期における虐待リスクなどの確認を行っております。

生後1カ月以内の新生児訪問では、全ての子どもの確認をしていますが、その後の健診などでは、受診に来ない方もおり、受診しない家庭の環境の不安定さや虐待などのリスクが高いことから、できる限り接触を図り、子どもの確認を行っているところであります。

その後については、学校との連携により、気になる子どもへの支援を進め、特別児童手当の受給や療育手帳の取得、障害児サービスの利用などにつなげております。

次に、療育手帳が交付されないままで社会人となった障害者の把握と対応はどのようにしているのかについてであります。療育手帳は、申請により、医師の所見や心理判定に基づき、北海道が審査し、交付します。

療育手帳が交付されないままで社会人となった方の把握は、児童の場合と違い、行政とかかわる場面がないため、本人や身近な方からの情報がなければ把握することはできない状況にあります。日常的な生活のしにくさや就労困難などにより、家庭や職場からの相談をいただいた場合には、聞き取りなどを行い、必要な方の療育手帳の申請につなげるなどの対応をしております。

次に、北海道で実施している18歳未満で、身体障害者手帳が交付されていない難聴児

に対する補聴器助成と修理費用の助成制度の活用はされているのか。また、オーダーメイド時の場合は、費用も高額になることから、町独自の助成はできないのかについてありますが、北海道では、平成27年度から「地域づくり総合交付金」において、身体障害者手帳を持っていない難聴児への補聴器の助成を追加しており、身体障害者手帳の対象とならない聴力30デシベル以上70デシベル以下の低所得の世帯に属する子どもを対象としております。

現在、厚岸町では、この交付金の活用はしておらず、身体障害者手帳を持っていない場合は、補聴器を含む補装具の対象とならないため、助成は行っておりません。

これまでは、身体障害者手帳を持っていない場合には、身体障害者手帳の交付申請をしていただき、身体障害者手帳交付後、補装具の申請により給付しておりますが、北海道の事業では、身体障害者手帳交付の基準に満たない場合に給付できるものであるため、厚岸町においても、事業実施について検討を進めたいと考えております。

なお、個々の機器等に応じた基準の範囲での支給制度でありますので、現在は、基準を超える町独自の助成は考えておりません。

次に、多機能共生型地域交流センターの位置づけと今後の課題はどのようなものかについてであります。多機能共生型地域交流センターは、主に就学前の子どもと保護者の通う子育て支援センター、障害者が日中活動として通う地域活動支援センターと、地域と高齢者が自由に利用できる「憩いのサロン」を、1カ所の施設内で実施する多機能施設として設置しております。

これらの事業は、それぞれの事業を1カ所の施設で行うことにより、交流し、相互理解が深まるものと考えておりますが、個々の事業や対象者が違うため、日常的な相互交流については困難な状況にあり、引き続き一体的な行事の実施などを模索していきたいと考えております。

次に、多機能共生型地域交流センターは、以前の施設をそのまま活用しているが、トイレや水回りに使いにくい点もあり、雨漏りも見受けられるが、どのように考えているのかについてであります。多機能共生型交流センターは、奔渡保育所として昭和57年に建設した建物を平成21年度に改修し、平成22年度から多機能共生型交流センターとして開所しております。

鉄筋コンクリート造2階建ての建物を、主に障害者利用ができるよう、エレベーターやスロープの設置、多目的トイレの設置などの改修を行っています。

トイレや水回りの使いにくい点については、既存の建物を改修しており、基本的な構造は変えられませんが、現場を確認し、改善の必要があれば検討していきたいと考えております。

また、2階の雨漏りについては、通常の雨では雨漏りはしませんが、暴風雨などの場合に、年に数回、窓枠あたりから雨水が浸水し、廊下が濡れるといった状況で、専門的にも見てもらっていますが、原因が特定できない状況となっております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

- 佐々木亮子議員 答弁をいただきました。

それで、まず1件目から質問をさせていただきますけれども、文部科学省のホームページに載っていた文章なのです。指定緊急避難場所について載っているものなのですが、その中にいろいろ書いてありますけれども、まず、被災者などを受け入れる適切な規模というのがこの中に載っているのです。それで、率直にお伺いをいたします。今のこの避難場所、人数なども明示していただきましたけれども、実際にこれだけ人数、あの避難場所の中に収容できるのでしょうか。

- 議長（佐藤議員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） 私ども町として、津波の緊急避難場所を指定するに当たりまして、津波避難対策推進マニュアル検討会から示されている基準では、こういった場合の1人当たりの避難については、1平方メートルということを示されています。

あそこの桜通り頂上横高台の上があったところの平らなスペース、これは現在141平方メートルですから、140人程度ということになります。まず、あそこに避難できればいいということと、それ以上になった場合には、当然横の斜面のほうに上がっていただくこととなりますけれども、ちょっと急で申しわけないのですけれども、あの横の斜面のところを含めると十分なスペースは確保できると。ただ、ここにお年寄りの方々が登っていただくということはかなり難しい部分もありますので、可能な方については、そちらのほうに逃げていただくということになるかと思いますが、今、現状、梅香の津波の緊急避難場所となると、今そこしか考えられないと。もともとは、厚岸中学校、先ほど町長から答弁申し上げましたとおり、厚岸中学校を指定していたのですが、ここが、津波が最大クラスで10メートル以上来る可能性があるということなものですから、ここをそのまま指定しておくわけにいかないといった中で、どこが最良な適地かといったところでは、この桜通り頂上横高台しかないだろうということでございました。

今申し上げたとおり、平地のスペースは少ないのですけれども、140人程度しか、そこにはスペースはございませんけれども、横の斜面を含めると十分、先ほどの最大700人を超える人数は収容できるものと考えております。

- 議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

- 佐々木亮子議員 昨年の9月に厚岸小学校、中学校が合同で避難訓練実施を行って、実際にこの避難場所に避難をする訓練を行ったという経過があります。それで、中学校は、教員を含め100名ほど、小学校は、当時、小学生が142名ぐらいたということで、教員含めると150名、全部で250名ぐらいがそこに避難をしたと。担当課、教育委員会もそのときに来ていただいて、そのときの現状を見ていただいたという話も聞いています。先ほど140名ぐらいと言ったのですけれども、250名ぐらいたと、確かに、平らなところには、立った状態で満杯状態なのですけれども、立った状態では確かに入れたのです。ただ、ずっと立った状態のままいるのかということにもなりますし、斜面のほうを利用するとおっしゃいましたけれども、私も上まで、3カ所ぐらいに分けて上まで登ってみ

ましたけれども、どこをとってもすごく急です、上に登るの。あそこの斜面、私も登るのが大変だった。ちょっと腰をおろしても滑っていきそうになる、そんな場所です。そこを避難場所とするというのも、考え方としてどうなのでしょう。中学生や小学生だとかは行けないことはないです。だけれども、そこでも多分危険だと思うのです。実際に何かがあって滑り落ちてくるだとか、そういったことも考えられますし、一時避難場所ではあるけれども、長引く場合だって考えられます。例えば水が引かなくて一晩そこで過ごさなければいけないだとか、そういうことも考えられますし、暴風雨のときだとか厳寒期のときだとか、そういうときにだってそこを避難場所で避難をするということも考えられます。そういったときに、みんなどうやってそこに避難をしているのでしょうか、立ったまま避難しているのでしょうか。そして、急斜面に腰をおろしたままずっと、2次避難所に移るのを待っているという状況になるのでしょうか、そのあたりはどのように考えているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 町でもその辺については、この避難場所につきましては、いろいろと検討もさせていただきましたし、議論もさせていただきました。ただし、これにかわる適地が今、現状見つけられない中で、この避難場所を指定から外すということもできませんし、その中でテントですとか、冬期のストーブですとか、そういったものを避難施設の備蓄倉庫の中に整備をさせていただいているということで、また、テントのスペースも、先ほど町長の1回目の答弁で申し上げたとおり、テントを展張するスペースも整地させていただいたということでもあります。

本来であれば、一晩程度宿泊できる場所が望ましい、先ほどのマニュアルでも示されておりすけれども、なかなかそういった箇所が、今、現状、梅香に関しては見つけられない。また、そのほかにも、厚岸町の町内には、指定避難場所として指定しておりすけれども、ほかにもそういった場所がございます。ただ、あくまでもいつとき、まずは命を、生命を守るための場所として、指定避難場所として指定をさせていただいている。水が引けば、また、先ほど言った厚岸中学校の3階、4階スペースですとか、こちらのほうが安全であれば、こちらのほうに移っていただくですとか、あとは、先ほど梅香自治会のほうで適地と考えられている、向かい側のスペースも、もし地震等での崩落がなければ、そこもスペースとして使用していただくということも考えられるのかなと思います。

ただ、先ほど申し上げたとおり、土砂災害特別警戒区域になっている以上、そこを町として指定避難場所に指定をするということにはならないということですので、ご理解をいただきたいなと思っていますし、自治会の役員の方々にも、そういったことで説明をして、理解は全ていただいているというふうには思っておりませんけれども、まずは、こういった形でご納得いただけないかということで、お話をしているところでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 言っていることはわかるのです。言っていることはすごく理解できるのです。ただ、やはり地域住民としては、本当にあそこでみんな避難できるのかというというのが、とても今、不安に思っているような状態なのです。確かに階段なども整備をしていただいて、昨年の小学校と中学校の避難訓練のときも、今の簡易の階段で、なかなか低学年が登れなくて詰まるといった状況もあったようですから、階段整備していただけるということに対しては、これは本当にありがたいと思うのですけれども、ただ、今の避難場所の平な部分、そこをもう少し拡張する、広げるというようなことというのは、これは無理なのでしょうか。もう少し平らな場所があれば、少し余裕ができるのかなとも思うのですけれども、そういったことというのはできないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。といいますのは、佐々木議員も私も梅香町自治会の所属なのです。極めて私も関心を持って今お話を聞いておりました。確かに、今のいろいろな疑問はあるかと思えます。しかしながら、町としては、地域住民の生命を守る最も適地はどこか、いろいろと考えたわけでありまして、今お話がございましたとおり、確かに、現在の避難所の向かいが最も適地かと思えます。私も当初はそう思いました。現場も見ました。しかしながら、今お話ありまして、土砂災害特別警戒区域内、以前はあの岩盤が崩落をいたしまして、道路際まで落下いたしましたのです。危うくも道路に落下しようとしたこともあるのです。ですから、あそこには、ご承知だと思いますが、落下してもいいように、道路に行かないように柵をつけました。それだけ危険な場所なのです。ですから、2次災害が起きたら大変だと。しからば、どこがいいのかという、それぞれの自治会とも相談の上で、あそこに決定をさせていただいたところでございます。

ただ、階段につきましては、今、とりあえずの階段でございまして、というのは、いつ来るかわからない状況がありますので、間に合わせと言ったらちょっと失礼ですが、いつ来てもいいように、とりあえず階段をつけようということで、ああいう柵をつくったわけでありまして、今後は本格的な階段にしなければならない。安全で、そして速やかに山に登れるような、皆さん方が利用しやすい。特に、梅香町は小学校、中学校があるわけでありまして、平時における、逃げる大事な場所でありまして。

そういう意味で、厚岸小学校、厚岸中学校からも強い要望がありましたので、厳しい財政であります、約1,800万円かけて、この際、使いやすい階段にしようということで、予算に計上いたしているところでございます。

今後につきましては、3通りの方法が今、設計が上がってくるだろうと思えます。ということは、地質調査を今いたしております。これが終われば、どういう階段が適するかというものが町に専門家から上がってまいりますので、これをもって、また自治会の皆さん方と相談をさせていただきたいと。よりよい階段をつくってまいりたいというように考えておられますので、さらにまた、自治会でもいろいろなご意見があるようでありまして、佐々木議員も地元の自治会に所属する一人として、今の場所以上に、ここが

いいのではないかというものがあれば、ご指導賜ればと、かように考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 これまでの経過も含めて、あの場所だという今の町長の説明自体はわかりました。

それで、今後、階段も含めて、まず階段の整備をしていただくということなのですが、階段の整備だけされてもというのがやはりあるのです。その後、自治会の要望も聞いていただいて、それからこういった整備が必要なかというところでは、自治会、地域住民とよく話し合っていたいただきたい。実際にそこに避難するのは地域住民です。ですから、地域住民の声をしっかり聞いていただいて、できるだけ要望を、予算とかいろいろあると思いますけれども、反映できるような、そういった対応をしていただきたいと考えていますが、それについてはいかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

第1回の答弁でも申し上げたとおり、この件に関しましては、平成20年からいろいろな避難場所についての、移動を含めて協議をされているのです。また、今回の場所におきましても、何度も自治会の皆さん方のご指導を受けながら協議をしているわけであり

ます。ただ、自治会として、相談がなかったとかというものがあるとするならば、これは今後、丁寧な協議を重ねていかなければならないと思いますが、町長として願うのは、やはり地元が理解できなければ、せっかくいいものをつくりましても効果がないのです。ですから、そういう意味においては、今、ご指摘のございましたとおり、自治会と今後とも十分に話し合いしながら、ともに、いいものができたというものをつくり上げてまいりたいと、かように考えますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 自治会とも、地域住民ともよく協議をしてということですので、ぜひその方向で。今回は、特化してここの避難場所を取り上げましたけれども、やはりそういう場所というのが、先ほどの答弁にもありましたけれども、まだまだあると思ひますし、そういったところで、梅香だけではなくて、全ての地域でそういうように進めていただきたいなということをお願いをさせていただいて、次のほうに移らせていただきます。

2点目です。まず、障害を持っている方の早期発見、そして、発見をしてからの対応というのが、その後にとっても非常に重要だと考えています。それで、いろいろ担当課のほうでもされているようですけれども、例えば1歳6カ月健診、3歳児健診、それぞれの健診などで、例えばそのときには判断がつかないというのでしょうか、グレーゾーンで、どうなるのだろうかという子どももいると思うのです。そのときにははっきりわ

からないと。そういった子どもに対しては、その後のフォローというのですか、その場は、わからないけれどもとなるけれども、この後のフォローというのはどういうふうになっているのでしょうか。例えば1歳6カ月健診で、うんと思ったら、それが3歳児健診まで放っておかれるというのでしょうか、そういうことになっているのでしょうか、その後のフォローということについてお聞きをしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 基本的には、まず、子どもさんが生まれたらすぐ、全てのお子さんところに保健師が行きまして、家庭の状況、子どもさんの状況を確認をさせていただきます。その後、今おっしゃられたような健診でずっと継続的にかかわっていくということになります。その中で、やはり心配な子どもさん、まだはっきりはわからないけれども、やはり小さいうちというのはなかなか判定もできない部分もありますので、そこについては、当然そういう心配なお子さんが出た場合には、継続的にフォローをするようにしています。その状況に応じて、児相ですとかの相談の機会なんかもありますので、そういったものにつなげていくというようなことにもなりますので、継続的にフォローをしているという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 フォローについてはわかりました。

それで、余り小さいときにはなかなか発見しづらいということでは言われていて、3歳から5歳ぐらい、そのあたりでの気づきですとか発見ですとかというのが、その後に非常に繋がっていくというようなことも言われています。

それで、保育所とかでも取り組んでいるようですけれども、保育園に入所してから、あるいは小学校に入学してからの発見というのですか、気づきというのですか、そういうのはどのように発見につなげているのでしょうか。たまたま幼児のときに、小学校や保育園に入る前に気づかなかった、そういった子どもの発見というのはどのようにされているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 保育所、それから子育て支援センターとございますので、それから保健師、そういった中で、保育所に通っている部分、それから、場合によっては幼稚園に通っている子どもさんもうらっしゃいますので、そういった中で、そういった心配な状況があれば、保健師のほうから、当然施設側のほうに確認もしますし、また、施設側のほうから保健師に対して状況の確認をされる場合もある。そういう連携の中で把握を、保育所、小学校に上がる前の部分についてはさせていただいているという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 教育委員会指導室長。

●教育委員会指導室長（滝川室長） 小学校では、主に2段階となっていてます。1段階目は、小学校に入る時点での発達のチェックということで、小学校に入る児童全員を対象にした知能検査、スクリーン検査と言っていますけれども、を行いながら、そのときの状況を先生たちが把握しながら、その状態等を把握すると。その間、保護者もいろいろな関係機関に、もし発達に疑問がある保護者については、いろいろな相談機関に相談している。いろいろな情報を集めながら、12月に厚岸町と浜中町で行われている合同教育支援委員会というところにかけて、最終的に専門的な機関だとか、いろいろな方の多面的な意見をいただいて、最終的に判断するというのが第1段階目。

その後、入学してからは、継続的な早期発見に努めています。入学してからは、各学校には子ども支援委員会というのが必ず設置されていて、子どもの発達の、そのときはわからなくても学年が上がるにつれてわかってくるということは多々あるのです。それについて、各学校で気になる子、また、保護者との面談、それから、専門機関と相談しながら、これも多面的に見ながら、この子すごく気になるよねという子については、またここで同じく、合同の教育支援委員会にかけてという、この2段階で早期発見、そしてその後の対応という状況を押さえているということになっております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 先ほどから言っていますけれども、やはりできるだけ早期に発見をする。そしてその後の支援につなげるということが大切になってくると思いますので、ぜひ取り組みを継続させていただきたいなと思います。

それで次に、療育手帳の件です。療育手帳というのはなかなかわかりにくいものだと思うのです。それで、なかなか療育手帳が交付されないまま社会人になった方というのは、なかなか気づけないものなのだろうなと思っています。

それで、療育手帳が交付されていない場合でも、例えば日中の施設通所だとかは可能だというようなことも聞いているのですけれども、当町では、療育手帳を持っていないけれども、通所が必要な方だとか、そういった方に対する対応ですとか、それから、療育手帳を持たない方に対する対応というのですか、支援というのですか、そういうのはどこまで可能なのか、お伺いをいたします。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 療育手帳を受給していれば、各種の給付事業ですとかも当然つながりやすいという部分がございます。ただ、療育手帳がないからといって給付が受けられないということではございません。その方の状況によって、そういったサービスも受けられる可能性はありますので、そこは相談によって、その方の状況によって、サービスにつなげていくということはしております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 療育手帳を持たなくても受けられるサービスがあるということなのですけれども、そういったサービスを受けている方に、私は療育手帳を交付した方が、申請をして、交付していただいた方が、その後のさまざまな支援などが受けられるということを考えて、やはり療育手帳を交付できるものであれば交付していただいた方がいいのだろうと考えているのですけれども、そのあたりは、町でどう考えているのか、療育手帳を持っていない方で、持ったほうがいいなと思うような方にはどのような取り組みをされているのか、お伺いいたします。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 療育手帳を受けるとい部分でいきますと、知的な障害というような部分でいきますと、先天性あるいは後天的事由によって、幼少時よりそういったものがおこなっている方ということになります。

それで、先ほど早期発見という部分では、小さいうちにといいか、子どもさんのうちにそういうような状況が確認できれば、そういうものに結びつけて、当然現在もしております。

ただ、成人になった方が、これからそれらを受けようとする、そこには条件がありまして、幼少時にそういう原因があったということが確認できなければ、療育手帳の交付にはならないというようなこととなります。それが確認できなければ、精神障害というほうに分類されるような状況になってきます。その場合は、精神障害者手帳といいか、そちらのほうにつながってくるということなのでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 ただ、今の答弁ですと、療育手帳は受けられなくても、ほかの手帳の交付のほうにつながるというのでしょうか、そういうことも可能なのかなと思いますので、先々のことを考えると、年金ですとか、いろいろな支援に該当するとか、やはり何らかの手帳を持っている形だと思いますので、ここでは療育手帳を取り上げましたけれども、そのほかの手帳を所持していないという方に対して、手帳を所持できるような、交付申請できるような、そういった取り組みにつなげていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 当然そういった方がいらっしゃるということで、私どもが確認できる場合は、当然そういう対応をさせていただいております。

ただ、療育手帳については、知的な障害、それから精神の障害といった部分では、なかなかそれが表に出しづらいつらいつらという部分もございまして、そういった、わからないとい

うような状況も実は出てまいります。それから、隠すというようなことも出てくる場合もあると思います。ですので、その辺は大変難しい状況はありますけれども、私どもいろいろ情報を得た中で、そういったものを受けたほうが良いという判断をした場合については、そういうサービスが受けられるようなものにつなげていくことは今までもしておりますし、これからもきちっとやっていきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 わかりました。ぜひ取り組みを続けていただきたいと思います。

それで次です。北海道で実施をしている、18歳未満で身体障害者手帳が交付されていない難聴児に対する補聴器助成、それから補聴器の修理の助成を北海道で始めました。それで、今さまざまな自治体でも、この取り組みを取り入れてやっている自治体が増えています。補聴器もさまざまな形がありますから、それでも何万円というものになって、すごく高額になります。基準がありますけれども、この基準に該当する方に対しては、ぜひこの助成というのを当町でも実施をしていただきたいなと思いますが、再度お伺いをいたしますが、それについてはどうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 平成27年から地域づくり交付金で、こういったものを対象にしているということで、私どももそのところでもって、業務の範囲の中にはなりませんけれども、対象になる方がいらっしゃるのかどうなのかというようなところは確認しておりますけれども、今のところ、そういう部分はまだ承知しておりませんので、こういう活用はまだしておりませんが、それについては、そのほかに活用できる補助の部分もございますので、拡大している部分がありますので、それらについては今後も検討していきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 これはぜひ検討していただいて、ぜひ実施をしていただきたいということを再度お願いをさせていただきます。

それで、その際に、道ではやっていませんけれども、オーダーメイド、例えば成長期のお子さんが補聴器を用いる場合、やはりオーダーメイドでつくって、成長に合わせてという形にもなろうかと思えます。聴力もだんだん落ちてくるというような場合もある。お子さんの場合は、特に、その子に合わせたオーダーメイドということで作る場合ということもあるかと思うのです。オーダーメイドの場合は、さらに金額が高額になるところで、ぜひ今回の助成の導入にあわせて、町独自の支援ということについても、あわせてご検討いただきたいと思いますが、それについてはどうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 事業を導入するというのは、まだこれから検討をしてまいりたいと思いますけれども、オーダーメイドの部分については、なかなか難しいといえますか、障害の持っている方の補装具につきましては、ほかにもいろいろな部分でオーダーメイドでつくっていらっしゃいます。それらについても、基本的には、基準の範囲での対応ということになっておりますので、もしこれをやるとしたとしても、この部分にだけオーダーメイドの部分も、基準を超える部分についても認めるということにはならないかなと考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 一応説明はわかりました。

それで次です。多機能共生型地域交流センターについてです。

それで、1階と2階ということで、1階は子どもたちがたくさん遊んでいる。2階は、障害を持った方たちが通われているということで、せっかくそういう施設が一つの施設としてあるわけですから、障害者の方ということで、ちょっと難しい部分なんかもあると思います。地域の活動支援センターですから、特殊な方たちがここに通われているのかなということもあるかと思うのですけれども、ぜひ子どもたちと、そういった障害者の方たちとの触れ合いの場というのですか、そういうのが持てないのかなと思うのですが、どうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この施設につきましては、多機能共生型ということで、おっしゃるとおり、子どもさん、それから障害者の方、それからお年寄りという方たちの、それぞれの部屋を設けて使っていただくというようなことで、それだけではなくて、一緒に交流ができる施設ということを当然目的にして設置がされております。

私どもも、そういうふうになれば一番いいなと思っておりますけれども、ただ、現状、それぞれの活動をしている中身を見て確認をしても、今の段階でなかなか一緒にというのは難しい。障害者の方は障害者にいろいろな特性がありますし、子どもさんの部分についても、親御さんも一緒に来てやっておりますので、そんな部分でのいろいろな考え方もございますし、なかなか難しい状況であります。

ただ、せっかく一つにある施設ですので、そういったものはやはり模索をしていきたいなと考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 本当に難しいと思うのです。ですけれども、せっかくですから、やはり何らかの接点を持てる、そういう機会を少しでもいいですので、つくっていただきたいなということを要望させていただきます。

最後ですけれども、古いというのでしょうか、施設をそのまま活用しているということで、私もこの施設をちょっと見てきました。それで、1階部分については、ある程度整備されているのかなと見受けました。それで、2階部分については、もともとが保育所だったということで、水しか出ないですとか、手洗い場が子ども用の設備のままで、本当に低くて洗い物もできないだとか、そういった状況にありました。トイレも2階は、障害者の方が使います。車椅子に乗った方なんかも2階にいるのですけれども、車椅子用のトイレが1階にあるということで、なかなか使いにくいと見受けましたので、一遍には無理だと思いますけれども、ぜひこれから整備なんかも、やはり来ている方たちが気持ちよくそこで過ごすスペースになるようにということもあわせて、ぜひ整備を進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 手洗い場が低い、あるいは水しかでないというようなことも含めて、直接現場のほうから話は私ども聞いていなかった状況でございます。そこは、状況を確認させていただいた上で、検討できるのであれば検討したいなと思いますけれども、ただ、トイレの部分なんかは、エレベーターを使って1階に行ってもらおうというようなことは、当然手間にはなりますけれども、使えないわけではございません。どうしても、もともとのものが違うものを改造してやっておりますので、ここについては難しいなと考えております。

●議長（佐藤議員） 時間になりましたので、これで、佐々木亮子議員の一般質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 休憩いたします。
再開は3時40分からといたします。

午後3時11分休憩

午後3時40分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

10番、杉田議員の一般質問を行います。

10番、杉田議員。

●杉田議員 通告書に従いまして質問させていただきたいと思っております。

1、厚岸町でのテレビ視聴について。

(1)、現在、厚岸町内でのテレビ難視聴対策としては、町が管理する光回線によるものと、各難視聴地域での共聴組合によって管理運営されているものがあると思っております。

今般、共聴組合による難視聴対策をしている地域で、町の光回線への大規模な機器の

更新・改修を予定されておりますが、その際の各世帯ごとの負担に関して不公平があるとの話があります。

ア、なぜこの負担に関して、このような不公平が生じるに至ったのか。イ、町が各世帯に設置したIP告知端末も重要な情報手段ではありますが、近年のテレビは相互通信機能もあり、単に情報の受信や娯楽の道具ではなく、防災、経済及び学習などで利活用される重要な道具となっておりますので、難視聴地域においては、受益者負担なく整備をするべきものではないでしょうか。

2、翔洋高校通学者への支援について。

(1)、現在、翔洋高生に対して、バス乗車定期券の支援を行っており、他町村からの入学者への呼び水の補助となっていると思われまふ。この制度の拡充はできないでしょうか。

以上、よろしくご答弁お願いいたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、杉田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の厚岸町でのテレビ視聴についてのうち、初めに、なぜ負担に関してこのような不公平が生ずるに至ったのかについてであります。平成21年度の厚岸町情報通信基盤整備事業で、地上デジタル放送の難視聴対象の整備を行った際、各世帯に費用の負担を求めなかったのは、当年度の事業執行に当たり、前年度まで対象外であった個別住宅への機器設置や引き込みに係る費用が補助対象になったことによるものであります。

しかし、平成23年度のサービス提供開始以降、国からの補助が一切なくなったため、事業完了後に難視聴地域に住宅を新築するなどして、新たに放送サービスを利用する皆さんからは、厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例第8条第3項の規定に基づき、テレビ受信に必要な機器の代金を負担していただいているところであります。

次に、難視聴地域において、受益者負担なく整備をすべきものではないかについてあります。平成29年度と30年度に予定している厚岸情報ネットワーク共聴巻き取り整備事業は、NHKによって、老朽化に伴う共聴設備の改修工事が予定されている地域などから、この機会に町の設備で地上デジタル放送の受信ができないかとの相談があったことから、内部での協議・検討を経て事業化したもので、国の補助は一切なく、全て町の負担で行うこととなります。

本事業で対象にしている共聴設備のほとんどがNHK共聴であり、本来ならNHKが主体となって、各世帯の負担を求めながら改修が行われるものであります。町の設備に巻き取ることにより、その負担がNHKによる改修より安価となり、共聴組合によるその後の維持管理も不要になるなど、経済的な負担軽減がなされるものと考えます。

また、前段で申し上げたとおり、平成23年度のサービス提供開始以降、既に費用を負担されている方もおられるため、こういった方々との均衡を考慮する必要があることから、現在、関係する各共聴組合へ当該機器代金の負担をお願いしているところであります。

さらに、町内には、このほかに六つの共聴設備があり、将来的に、これらの共聴組合

の巻き取りについても事業化していかなければならないと考えておりますが、その際には、今以上の財源が必要になります。

このようなことから、本事業においては、どうしても各世帯に負担を求めざるを得ないことをご理解願います。

2点目の翔洋高校通学者への支援については、教育長から答弁いたします。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 次に、2点目の翔洋高校通学者への支援についてのご質問にお答えいたします。

翔洋高校通学者への支援については、保護者の教育費負担軽減及び通学生徒の利便性向上を図るため、厚岸町高校通学バス定期券購入助成事業として、厚岸町内の高校へ通学するためのバス定期券購入費用の一部を助成する事業を実施しております。

助成の内容についてですが、路線バスを運行しているくしろバス株式会社が販売する定期券の額の一部を助成するもので、助成の額については、AからCまでの3種類の通学区域と、1カ月と3カ月、2種類の定期券有効期間により、それぞれ助成金額を定めております。

この事業は、厚岸翔洋高校が開設された平成21年から助成を始めたもので、1年目は町内路線のみが対象でしたが、平成22年度からは助成区域を釧路市、浜中町まで拡充を図ったところであり、現在に至っております。

平成27年度の事業の実績を通学区域別で説明させていただきますが、A区域の国泰寺線全区間、床潭線、床潭から光栄の間、霧多布線、林道分岐から望洋台の間は、利用者が51人で、助成金額の合計が196万4,000円。B区域の国泰寺線全区間、床潭線全区間、霧多布線、末広入り口から上尾幌入り口の間は、利用者が6人で、助成金額の合計が30万2,400円。C区域の国泰寺線全区間、床潭線全区間、霧多布線全区間は、利用者数が33人で、助成金額の合計が178万5,000円となり、このC区域が浜中町及び釧路市等からの通学者で、町外から翔洋高校へ通学している生徒への助成となります。

この助成制度を利用している生徒は全体で90人となり、助成額の合計は405万1,400円となっております。この通学定期券購入助成事業により、他町村からの入学者の呼び水の一助となっているのではとのことですが、平成28年6月時点で、町外から全学年で35人の生徒が翔洋高校に通学しておりますが、35人全員が助成を受けております。

このことから、通学支援は一定の効果を上げていると認識しておりますが、中学生や保護者が高校を選択する際の要件が多様化しており、近年、町内の中学校を卒業し、進学する生徒の半数以上が釧路市を初めとする町外の高校へ進学する実態となっております。

高校の生徒の確保については、学校自体に魅力があり、中学生本人がその高校に通って、学校生活を送ってみたい。保護者も通わせたいと思われるような高校になることが重要であり、このことが、町内外を問わず、生徒の確保につながるものと考えております。

翔洋高校は、普通科と海洋資源科を有しており、それぞれの特徴を踏まえた学科間の

連携・協力をして、特色ある魅力にあふれた学校を目指しており、学校への理解を深め、入学者の確保につながる取り組みとして、地元の小学校、中学校の児童・生徒との事業交流や教員間の研究・協議を行うなどの対応を進めているところであります。

また、制度の拡充はできないかについてですが、この助成事業は、国または北海道からの補助を受けているものではなく、厚岸町が独自に行っている事業であり、町の限られた財源の中で、この事業を継続していくために、当面は、現在の助成基準で事業を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

先に2点目のバス定期券補助の件について質問させていただきたいと思うのですが、今お答えいただいたとおりかと思えます。私がこの質問をしましたのは、要求させていただきました資料のCの部分に当たる、こちらでは35人かと思えますが、35の方が町外から来ていただいているということが知りたかったというか、その方々が特にといいわけではないのですけれども、町外から来ていただいているということの一助になっているのかなと考えたものですから、大変心強い支援かと思えます。

この質問をさせていただいたのは、今、翔洋高校の全校生徒数、およそ120人前後かと思うのですが、そのうちの35人が町外から来ていただいているということです。バス定期券なりの補助が仮になくなったとしたら、翔洋高校の存続自体に私は危機感を感じております。危惧しておりますので、質問の趣旨としましては、予算の関係もあろうかと思えますので、今後とも拡充をご検討いただければと思っております。

ご答弁の中にもありましており、特色ある、魅力ある高校でございますので、道立ではあります。厚岸町にとっても大きな存在であろうかと思えますので、存続のためにもこういった支援を、バス定期券に限らず支援していただければと思えます。ご答弁は結構です。

1番のテレビ視聴についてなのですが、ご答弁いただいた内容になりますと、結果として不公平が生じているというのはご認識いただいているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今回、説明会を行った際に、各共聴組合、理解をしていただいている役員の方もおられましたけれども、町としては、不公平という言葉は使いたくはありませんが、その時々状況によって、このような形になってしまったということと考えております。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 将来的に光回線というものが主流になるという見通しは立ったなかったので

しょうかと私は思うのですが……。ごめんなさい。順序立てて質問させていただきます。

本来、テレビの視聴というのは、あくまでも個人の持ち物であり、財産であり、購入して管理、通信すべきものだと思うのですが、質問したとおり、通信技術の発展もありまして、近年のテレビというものは、必需性という意味では、水道、電気にも劣らないものだと私は思っております。そういったインフラという考え方で考えますと、町民皆さんに公平に視聴できる環境にさせていただくべきものではないかと考えております。国の補助がなくなったからといって、負担してもらう人としてもらわない人がいるということです。不公平という言葉が使えないとしても、受益者負担だと思うのですが、負担した人と負担していない人がいるのです。改めて、恐れ入りますけれども、ご認識をお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 当時の経過を町長の1回目の答弁の中でも若干の説明はさせていただきましたけれども、当時、調査の段階では、ここまでの難視聴地域が結果として町内にあるという、当初、町としての認識はございませんでした。結果として、調査を行った結果、難視聴地域が多く、デジタル放送が受信できないといった箇所が相当数見つかった段階で、町として、当時の国の交付金を活用して、まずはそういった環境を整えなければならない、整備をしなければならないといったことで、21年度に多額の予算を投じて整備を行ったと。

この段階で、既に、光ではなくても、整備がされているところについては補助対象にはならないといった、どうしてもここの部分については、国として、総務省として変えることができなかった。既に共聴組合の中で、地上デジタル放送が見える環境に整備されていたところについては、この補助対象にはならない。あともう一つ、当然、良視聴区域も整備をする必要ないということで、補助対象ではないということで除かれました。

その前年度までは、実は町長の1回目の答弁にもありましたとおり、機器の代金、あとは引き込みの経費についても補助対象外であったものが、全国的に、23年で地上デジタル放送に完全移行されるといった中で、全国的に難視聴区域が多くなったということで、総務省が、この部分についても補助対象とするといったことで、補助対象になった以上、これら整備に当たっては負担をいただかない中で、町として整備をするということに決定をいたしました。

ただし、それ以後、町のこの施設に係る整備、メンテナンス、全て補助の対象とはなっておりません。整備のときのみということで。現在、その整備以降、このサービスが開始されてから大体50件程度新築されて、新たに放送サービスを受けようとする方々がありましたけれども、これらの方々には、その機器の部分のみ負担をしていただいで、理解をしていただき、整備をしていただいでいるということでもあります。

今回、29年度、30年度の2カ年で行うことを予定している五つの共聴組合を対象としておりますけれども、まずは、NHKで今、更新しようとしているところについて、今後の共聴組合の存続、維持、会員が高齢になってきていることも含めて、何とか町のほうにこの巻き取りを行っていただけないということでの相談を受け、町として、光にし

なければならないという、光になるべきという町としての、そのときの考えはありましたけれども、いずれこのときが来るであろうという予想もまたしていたところでありませぬ。

そういった相談を受けて、ぎりぎりの更新の段階で、町として、29年度、30年度で、まずは五つの共聴組合の巻き取りを行うに当たって、事業費が総額で約1億円かかります。それぞれの世帯の機器の引き込みだけではなくて、当然町のこの施設の裏側の役場のセンターと奔渡にあるセンター、これらの機器の拡充の更新もしなければならないといった中で、約1億円の整備費を考えております。

これら、皆さんから今ご負担いただこうとしている、説明をさせていただいた機器の負担のみということで、引き込みの部分については町の予算の中で行わせていただきたいといったことで、町として、不公平ということで皆さんおっしゃられますけれども、そう感じ取られることも仕方がないものと認識はしておりますが、どうしてもその後に控える、また、住の江ですとか、先ほどの6共聴設備、これらもいずれ将来的には、この巻き取り事業で事業化をしていかなければならないということで考えたときには、既に負担をしていただいている方もいらっしゃいます、先ほど50世帯程度ですけれども、もう既に負担をしていただいている方々もおりますので、これとの均衡を考慮して、何とかこの部分について負担をしていただくよう、今後ともご理解をいただけるように説明していかざるを得ないと考えております。不公平感といったことの認識、持たれても仕方ない部分はあるかと認識をしているところでございます。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 不公平があるかもしれないと認識していらっしゃるのではあるという気持ちがあるのですが、はっきり言いますと、厚岸町全域が難視聴地域です。良視聴のほうが極めて少ないかと思うのですが、当時それぞれ独自に共聴組合があったから、その人たちは今回になって自己負担があることになってしまって、地域によって、独自に整備を整えてきたところが、結果としてばかを見た私は受け取ってしまうのですが。

私が申し上げたいのは、当然、おっしゃるように、今後、共聴組合も光回線に移行していくとなると多額な費用がかかると思いますので、早急にというわけではなくて、段階的にでも、無料でできた方々と同様に設備を設置していただくようなことをご検討いただきたいと思います。これで最後にさせていただきたいと思います。ご答弁いただければと思います。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 町長の答弁でもありましたとおり、巻き取りをすることによって、共聴組合での維持管理が必要なくなる。また、共聴組合での維持費用を払う必要がなくなる。また、BSも視聴できることになるというメリットもございます。町としては、できる限りご負担を少なくしていただくための努力をした中で、今、説明を行っているところでありまして、何とか、まずはこの部分でご納得がいただけるよう、各組合

に対して、繰り返すようではすけれども、まずは説明をしていくと。29年度、30年度の整備に向けて、そういったことで進めてまいりたいと。また、その時々皆さんの御意見もいただきながら、今の段階では、このような形で、まずは整備に向けて、ご納得をいただき、ご理解をいただいて整備を進めてまいりたいと考えています。

- 議長（佐藤議員） 以上で、杉田議員の一般質問を終わります。
休憩します。

午後4時07分休憩

午後4時07分再開

- 議長（佐藤議員） 再開いたします。
ここで、会議時間の延長を行います。
本日の会議時間は、6番、室崎議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。
それでは、次に、6番、室崎議員の一般質問を行います。
6番、室崎議員。

- 室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告書に従い、質問を行います。
3点ございます。1点は、道東自動車道についてであります。
国道路延伸は厚岸町にどのような効果をもたらすのかご説明をいただきたい。
2点目は、役場庁舎内の絵画についてであります。
役場庁舎内には、随分とたくさん絵画がございますが、町民はこれをなかなか見る機会がないと思いますので、役場庁舎内の絵画を町民に親しんでもらうための展示会というようなものを、場所をつくって行ってはどうかということを提言いたします。
3点目は、きのこ菌床代金支払いの件についてであります。
支払いの進展と、現状はどのようになっているのか、また、その周辺事情の変化がありましたら、それを含めてご説明をいただきたい。
以上が質問でございます。よろしく願いいたします。

- 議長（佐藤議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 6番、室崎議員のご質問にお答えいたします。
1点目の道東自動車道について、高速道路延伸は厚岸町にどのような効果をもたらすかについてありますが、高速道路の効果としては、移動時間の短縮により、水産物や農産物を初めとした物流の効率化や販路の拡大のほか、沿線や近隣地域への観光客数の増加などの経済効果、救急搬送による救命率の向上、さらには、安全性の向上による交通事故の減少や自然災害等による交通規制の減少などが挙げられます。
これらの効果のうち、平成27年3月に浦幌インターチェンジから白糠インターチェン

ジの間が開通したことで、厚岸町にも及んでいる効果として特に実感できるのは、観光面での効果であります。

平成27年度の厚岸町の観光入り込み数は42万2,000人で、平成26年度の40万5,200人と比較すると1万6,800人の増加で、約4%の伸びとなっております。その中でも厚岸味覚ターミナルコンキレイでは、平成27年度の入館者数が23万6,984人と過去最高を記録し、前年度との比較で2万7,819人、約12%の増加となったほか、筑紫恋キャンプ場においても、平成27年度の利用者数が1,017人となり、前年度から347人、約52%が増加いたしました。

平成28年3月の阿寒インターチェンジまでの開通の効果については、5月14日から22日までの9日間にわたって開催した桜・牡蠣まつりには2万8,000人の来場者があり、前年度より25%も増加し、現在の集計方法となった平成17年度以降では、過去最高の入り込み数となったほか、桜・牡蠣まつり期間中における厚岸味覚ターミナルコンキレイと厚岸漁業協同組合の直売店においても、前年度の同期間よりも売り上げが伸びており、町内の主な観光関連施設において効果をもたらしております。また、ことしのゴールデンウィーク期間中においても、厚岸味覚ターミナルコンキレイでの1日当たりの売り上げが約11%増加しております。

このように、開通後2カ月ほどしか経過しておりませんが、観光客入り込み数の増加として効果があらわれており、今後におきましても、引き続きその効果が期待できると考えております。

さらに、時期は未定ですが、阿寒インターチェンジと釧路西インターチェンジ間の開通や、平成30年度に予定されている釧路別保インターチェンジの開通で、高速道路が延伸してくることで移動時間が一層短縮され、観光入り込み客を初めとした交流人口の一層の増加が期待されるほか、道東の物流の拠点である釧路市へのアクセスがさらに要因となり、輸送業などの物流の効率化といった効果も大きくなるものと推察しております。

また、医療面におきましても、総合病院などの高度医療を担う病院がある釧路市の患者の救急輸送が必要な際、患者の病状などによっては、ドクターヘリによる搬送も行われておりますが、夜間や悪天候の場合には救急車で搬送しなければならず、釧路別保インターチェンジが開通することで、これまでよりも迅速な救急車による搬送が可能となり、救命率の向上にも貢献するものと期待しております。

続いて、2点目の役場庁舎内の絵画について、町民に親しんでもらう展示会を行ってはいかがかについてであります。これまで町では、平成20年11月と平成26年9月の2回、役場町民ホールにおいて、「役場は小さな美術館」と題し、庁舎内に展示している絵画のうち、3階に展示している厚岸町の風景が描かれている作品を中心にした展示会を開催しております。

町としては、今後もこのような展示会を定期的に行きたいと考えておりますが、また、これまでは、いずれも役場町民ホールの開催でありましたので、今後は、毎年開催される厚岸文化祭の作品展示会場を活用させていただくなど、これまでと異なる場所での開催を検討してまいりたいと考えております。

続いて、3点目のきのこ菌床代金未払いの件について、支払いの進展と現状はどうなっているのかについてであります。シイタケ菌床売払代の収入未済額は、平成28年5月

未現在、1法人1個人で総額2,797万7,640円となっています。

個別に申し上げますと、法人に当たっては、平成26年度分の1,837万9,920円と平成27年度分の372万8,800円、合わせて2,210万8,720円の未払いがありました。平成27年7月8日、毎月30万円ずつ納入し、金融機関からの融資を受けた時点で残額を支払うとする分納契約書の提出を受け、昨年7月から月々30万円の支払いを受けておりました。しかし、本年3月29日の納入を最後に、支払いが滞っており、収入未済額は1,940万8,720円となっています。これまでの間、金融機関と融資の相談を行ってきたものの、折り合いがつかず、新たなきのこ菌床を購入することができなかつたために収入減が途絶えたものの推測されます。

また、去る5月18日、この法人から委任を受けた弁護士から、近日中に破産手続開始の申し立てをする旨の通知が届き、5月24日付で、釧路地方裁判所書記官から破産手続開始通知書が届いたところであります。

なお、この通知書の注意書きにおいて、当裁判所は、本破産事件について、破産者の財産で破産手続の費用を支弁するのに不足が生ずるおそれがあると考え、破産債権の届け出期間と破産債権の調査をするための期間を当面定めないことにしました。破産債権の届け出をすること自体は妨げられませんが、破産管財人において、破産財団の調査を進め、破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがなくなった場合には、改めて破産債権届け出期間等について連絡させていただきますので、当面、破産債権届出書の提出は必要ありませんとありますので、しばらくは、破産管財人による破産財団の調査の状況を注視していきたいと考えております。

一方の個人に当たっては、平成26年度分の762万7,680円と平成27年度分の146万1,240円、合わせて908万8,920円の未払いがありました。平成27年8月24日、毎月8万円ずつ納入し、金融機関からの融資を受けた時点で残額を支払う。また、ビニールハウス等の売買代金の入金後には20万円を納入とする分納契約書の提出を受け、昨年8月から月々8万円の支払いと、9月3日に20万円の支払いを受けておりました。しかし、12月28日から居所不明となり、12月4日の納入を最後に支払いが滞っており、収入未済額は856万8,920円となっています。金融機関からの融資が不調となり、資金繰りに行き詰まったものと思われます。本人に幾度となく電話を入れても連絡がとれない現在、税財政課において、親族と接する中で、個人の情報収集に努めているのが実態であります。親族の方も居どころがわからない状況にあり、苦慮しているところでありますが、引き続き町内関係機関課の連携を図りながら、本人との連絡をとるための努力を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 まず、1問目からお聞きいたしますが、答弁をお聞きしますと、高速道路の延伸に関しては、今回延伸された白糠インターチェンジまでの話に終始しているのです。ところが昨年11月12日に、道東自動車道シンポジウムin厚岸というのを行ってまして、ここでは、700人からの人が集まって、非常に熱意あふれる会合で、もちろん厚岸町も肩

入れしていて、根室までの延伸を希望するというをやっています。そうすると、私は延伸としか書いていないのですから、そういう問題も含めて、高速道路の効果というのを考えなければならないのではないのでしょうか。そんなわけで、今、既存の部分について、プラスの効果をいろいろと述べてくださいましたので、そのところはよくわかりました。

それで、もう少し根室までの部分についてもお聞きさせていただこうと思います。

まず、効果の話をする前に、相当に夢物語ではなくなってきたわけで、この高速道路というのは、高規格道路でも何でもいいのだけれども、どこを通るのですか、おおよそ。巷間、町中で言われているのは、別保から上尾幌を通過して、太田を抜けて糸魚沢に入ると、もうこれは既定の事実ではないかと言われてはいますが、具体的に何丁目何番地というようなところまでいってなくても、大体大まかなルートでいうと、そういうことで考えてよろしいのでしょうか。まずその点、お聞きします。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 釧路別保インターチェンジから根室の温根沼間、ここが119キロ、区間としてはあります。この区間は、現在、予定路線ということでありまして、一切の計画は持っていない路線という位置づけになってございまして、どこを通るのかというのは一切示されていないという状況であります。示されるのは、今の段階では、予定路線から、計画の段階に入るための計画段階評価に入っていただきたいという、釧路・根室間の高速道路の建設促進期成会での要望の中の位置づけになってございまして、ですから、今の段階では、どこのどこをと、概略であっても示されていないと言いうことでもあります。

高速道路でありますから、釧路・根室間を高速の移動が可能になるルート、それ以外にもいろいろな条件があるものと思いますけれども、それは、計画段階評価だとか、いろいろな調査をした段階でルート、もし次の段階に入りましたら、そういったいろいろな諸条件を検討した中でルート設定がされるとお聞きしているところでございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 町としては、ここを通ってほしいというような希望はないのですね。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 今の段階では、個々具体的に、厚岸町のここを通過してほしい状況にはありません。なぜかという、今はまだ予定路線でありますので、次の計画、いわゆるゴーサインが出ていない路線であります。まだ白紙の状態だということです。ただ、予定はされているということで、一つは、全くない段階よりは、一つ上の段階にあるとは言われているのですけれども、それでは、町の意見をどの段階でお聞きするのかというのは、計画段階評価の段階で、計画をつくる段階で地元の意見を聞く

というタイミングがございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 そうすると、まだまだふわふわしたものだと思えないです。

それで、今、道東自動車道シンポジウムなどというものが行われ、広報あつけしに大きく出ました。こういうことで、高速道路の釧路・根室間というものもいよいよ具体化してくるのだというイメージが町民の中に多く湧いてきています。

と同時に、今、非常に不安が出てきているのです。それは、高速道路や新幹線のような高速交通網が発達すると一極集中化を招くというのはよく言われます。俗に言うストロー効果、あるいは通り抜け効果と言われるものが起きてくる。

厚岸町にとって、今の町長の答弁は非常にバラ色の話ばかりですが、これは厚岸のところまで来ているわけではないから、そういう効果というか、影響にすぎないのかもしれないけれども、実際に、例えば今、私が予想しているような別保から上尾幌を通過して、太田を通過して糸魚沢に抜けるような道路が実現したとすると、厚岸に寄らないで真っすぐ行ってしまふ可能性が相当出てくるのではないかと。あるいは、ストロー効果というのは、コップの中に氷の入ったジュースを入れておいて、それを言った何とかという教授はやって見せたそうです。ストローでうまい汁だけ吸ってしまう。あとに氷だけが残る。あなたたちの町は、この氷の残ったコップになる可能性があるのですよ、そういう言い方をしたそうで、それ以来、ストロー効果とかストロー現象という言葉が何か当たり前のように使われるようになったということを読んだことがございますが、そういうような危惧、これが既に町の中には出てきている。厚岸が結局、みんなが熱望してつくったものが、今度、町を衰退させていく大きな原因になるのではないかと、特に、3次産業の人たちの間から心配が出てきている。

金沢のほうに北陸新幹線が入った。金沢の経済同友会が報告書を出しているそうです。そこでは、このストロー効果というものを非常に危惧している。それを読みますと、例えば観光業などは非常に大いに栄えるということで、今、テレビなんかは鐘、太鼓でやっていますが、一皮めくると地元資本がほとんどないのだそうです。大手資本が入ってきてホテルだとかそういうものをつくっている。地元で落ちる金は幾らなのだろうか。地域が栄えるということは、地域に金が落ちて、地域で金が回ることです。それをきちんとしなければならないということです。

それで、今の話を聞いていると、まだ海のものとも山のものともわかりませんとか、箒口令が敷かれているのか、一切言わないのだけれども、もう既に、これだけのシンポジウムをやったり、いろいろなことが出てきている中で、町としては、そうはならないのだと、今、町民が危惧しているようなふうにはならないのだと。そのためにこんなことをやるのだからという裏づけのある安心を与えてもらわなければならないと思うのです。えてしてこういうときには評論家も含めて、大変失礼だが、広報あつけしに書かれている講師の方の講演も、そういう目で斜めから見ると、将来予測の話と、ねばならない、べきであるという話に終始しているだけではないかと。具体的にこういうことをやればこうなりますというところまでは、立場上も踏み込めないのかなという気がいたし

ますので、そのあたりをお聞かせいただきたい。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

この議会において私も答弁をさせていただいているところでありますが、厚岸町長としては、一つは、厚岸町にインターチェンジを設置していただきたい。二つ目は、インターチェンジについては市街地から近いところをお願いをいたしたいというお話をさせていただいているところでございます。

さらにはまた、北海道横断自動車道釧路・根室間建設促進期成会というものが、根室市長が会長で、私が副会長であります、組織をいたしているところでございます。

先ほど担当課長から答弁がありましたが、別保・根室間、温根沼ですが、119キロあるわけでありましたが、その際も、まず優先区間として尾幌・糸魚沢間をお願いしたいと。これは期成会として決定をさせていただいているところでございます。

といいますのは、一括した全区間を直ちにやるということは大変難しいだろう、予算的には。そういう意味において、速やかな、早期建設時には、まず厚岸区間をお願いしたいということをお願いをさせていただいているところでございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 私がお聞きしたのは、町民の危惧に対してどのように答えるのかという部分ですが、その点についてはお答えはないのですか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） これは、第1回目の答弁で、阿寒インターチェンジができたというその実績の中でのお話をさせていただいたところでありますが、やはりいろいろとこの高速道路が建設されることによって、いろいろな心配もあろうかと思うわけでありまして、しかし、先ほどもお話しいたしました、道東自動車道につきましては、本年は阿寒まで、さらにはまた、30年には釧路外環状線ができるわけでありまして、そういたしますと、現在の段階でも、仮に飛行場に行くとしても、また、釧路市内まで行くとしても、時間的な短縮は実際にあるわけでありまして。

さらにまた、町民の不安というものについても、高速道路ができることによって、今ご指摘があったようなことが起きては困るのです。そういう意味において、我々としたしましては、既に釧路地方開発期成会におきまして、高速道路の設置とともに、国道44号線の整備についても強く要請をさせていただいているところでございます。

そういう意味においては、私は、そういうようなご心配については、さらに路線等も、今、予定路線ですから、計画路線になった段階でいろいろと説明すべきことが出てくるのではなかろうかと、そのように思っているわけでありまして。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。いずれにしても、今の段階でこれ以上具体的な話はお互いに出ないと思いますので、また機会を改めていろいろとお聞きしたいと思います。

それで、2点目なのですが、小さな話だと言われればそれまでなのですが、庁舎内の絵画について、ホールでもって、「役場は小さな美術館」というのをやっているのですけれども、余り人は来ませんよね、今までのところ。町民の中で、どの程度これを理解しているのかというのもなかなか難しいところです。

厚岸町は広いのです。だから、各地域の学校だとか集会所だとか、あるいは町中で言えば情報館だとか、いろいろなところを使って、そして、もちろん全部なんか持っていかなくてもいいです。いい絵もたくさんありますから、そういうものをうまく取捨選択して、みんなが楽しめるようなものを年に何回かやっていくというような、積極的な進め方をほしいのです。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、議員のほうからご提言もいただきましたので、教育委員会とも協議をしながら、いろいろなところで、今、厚岸町に飾られている絵画について、町民の目に触れるような対応をとっていきたいなど、展示会を開いていきたいと思いません。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 よろしくお願ひします。3階の廊下なんかにも随分絵があるのだけれども、町民の方はここまで上がってくることはほとんどないですから、そういう意味で、よろしくお願ひします。

それで次に、3点目のきのご菌床代金の未収について、未払いについてお聞きいたしますが、いいの悪いのというような話はこっちへ置いて、まず、事実関係の確認をしたいのですが、この話が議会に示されたのは、平成27年9月4日の議員協議会でした。その後、決算委員会や予算委員会でも議論になりました。

これについては、A法人、B個人というようなことを言っていますが、特に、A法人からお聞きしますけれども、その会社は、本店は、登記簿上は厚岸にあると。それから、26年に24回、27年に5回。24回は13万8,362菌床、5回は2万8,070菌床、合わせて16万6,432菌床、これだけを一銭も払わないで持っていったと。また、渡すほうもほいほい渡したと。これが29回でもって2,210万8,720円未収のままであるという状態がわかったと。きのご菌床条例、同施行規則の第7条では、代金を引き渡し前日までに納入しなければならないと明記されていると。監査委員もこれを不問に付していたと。未収金であるのにもかわらずということになります。

これがはっきりして、たび重ねなる請求を行って、分納誓約書がつくられて、月30万円ずつですが、何回か支払ったと。何回か支払ってとまったと。役員には、未済額につ

いて、連帯保証人になってくれということのお願いもしているということまでは議会でお聞きしました。

その後、広報あつけしの決算の説明の記事が出たときに、これは今年の1月号か2月号だと思うのですが、そのときには、決算の説明の中で、この説明が町民に対してあったと。ちょっと前後しますが、平成27年7月14日には新聞記事が出ていて、協調融資を受けて、実に順調に、高度の技術を持って、この会社がきのこの菌床を行っているという非常に勇ましい記事が出ておりました。

今回、平成28年6月4日の新聞記事で、このA法人と思われる法人が、負債額5,700万円をもって破産したと。俗に言う倒産をしたということですが、今まで私が整理した事実関係には間違いはございませんか。いい、悪いだけでお答えいただきたい。

- 議長（佐藤議員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（湊谷課長） 今、質問者言われた部分については、間違いございません。
- 議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。
- 室崎議員 それで、また詳しく聞いていきますか、この会社は、厚岸町に存在するということになっていますが、登記簿上、本店は厚岸町内になっているわけですね。
- 議長（佐藤議員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（湊谷課長） 町内での設立は、山の手のほうで設立をしてございますけれども、真栄町のほうにその後移転をして、町内に本店を置く合同会社であるということでございます。
- 議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。
- 室崎議員 この町内の本店の所在地ですが、そこには本店事務所の実態はありますか。
- 議長（佐藤議員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（湊谷課長） 移転してから、場所だけはどこにあるかということは確認はしてございますけれども、その実態が、事務所等が存在するようなものなかどうかまでは調べてございません。
- 議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。
- 室崎議員 そうすると、よくあるのです、ペーパーカンパニーとかいろいろな言葉で言われるのだけれども、登記簿には、厚岸町内の所在地が記載されているけれども、そこ

に本当に本店があったのかどうかについては確認をしていないと、そういうことですね。
それから、代表者は、個人の住所は厚岸町なのですか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 合同会社ですから、代表社員、社員が3人いて、全体で4名で構成している会社でございますけれども、代表社員につきましては、町内に住所を有しているということになってございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。

次にお聞きするのですが、分納誓約書に従って月30万円ずつ支払っている。何回支払いましたか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 先ほど町長のご答弁にもございましたけれども、分納誓約書を7月8日にいただいております。7月の1回目が31日、7月分は31日は入って、今年の3月、これは先ほどの町長の答弁にありましたけれども、3月29日が最終ということですから、9回にわたって入っているということです。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 なるほど、9回は払ったのですね。

役員の連帯保証の判をついてくれと。合同会社ですから、社員というのが3名いるわけです。普通の株式会社なんかでいったら取締役と同じようなものですよ。この人たちには、連帯保証の判をついてくれということを、弁護士の助言をもらって言っているのだというところまでは説明あったのですが、その後どうなりましたか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 実は、今、質問者言われたとおり、顧問弁護士のほうに相談をして、町のとるべき手続ということでご相談させていただいて、可能であればそういった保証をとっておくほうがよいという助言をいただきました。それで、早速法人の伺って、その申し出をしていたところでございますけれども、当初は、社員3名といいますが、代表社員というのは社長に当たりますが、その方の息子さんで、地方におられます。家族で会社を設立したということで、かなり遠くにいるものですから、そういう形で名前を連ねてもらっただけだからと。そこまでは、ちょっと保証は難しいということと言われたものですから、厚岸町としては、それであれば3人でもいいと。

3人でもいいから連帯保証を出してくれということで、一旦は了解をしてくれました。しかし、再三、法人のほうを私どもも訪問をして、いろいろ打ち合わせをしていくたびに、その保証の催促をさせてもらいましたけれども、結果として、最後まで出していただけなかったというのが実態でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 連帯保証ということになると、債務者とほぼ同じ責任を負いますから、これは大変なことなのです。だからそんなものは絶対に押さないということで終わったわけですね。

それから、広報あつけしの記事なのですが、これは、原則としてとか、諸般の事情があるにせよとか、非常に言いわけがましい言葉が短い中にたくさん入っていて、読んだ町民は、大した問題じゃないなというふうに、印象を薄めるかのごとき表現ではないのかということは私、議会で指摘しました。

それに対して、担当者は、まことに不適切であるということを明言しました。その後、これについては訂正をしましたか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 第1回定例会の中で、予算審議の中でのやりとりで、そういうお話をさせていただいております。それで、形がどういうふうになるかは別として、誤解を招かないような形でお知らせをしたいと。そういうふうに考えていきたいというようなことを私、答弁をさせていただいております。

ただ、今、それ以降返済がない状態もありますし、実は、債務者の町に対する未払いというのは、あれは26年度の決算の概要ということで説明したのです、あの広報の中では。でも、この法人なり個人の方々は、27年度分も、5月までの分がございまして。ですから、改めて周知をする際には、27年度分も含めて、これは全容をお知らせしたほうが私は適当だと判断をしております。それで、5月末をもって、これは収入がなかったということで確定してございまして、そういったものも含めて、追って町民の方々にはお知らせすべきだと思っております。しかし、今回このような破産手続という状況も出てきましたので、その状況も踏まえながら、町民に対しては、時期を見て、適当な時期に説明をさせていただきたいと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 なるほどね。あの記事が不適當だと、あれだけはっきり言ったのなら、まずあの記事から直していけばなと私は思ったけれども、そうじゃないのですね。

それで、今回、6月4日の新聞というのは、町内で随分話題になっているのです。皆さん知っているのです。一旦おさまりかけたかなと思った町に対する不信感の聲が、また一気に爆発してくるような感じがします。耳に届いているかどうか知りませんが、私

のところには言われています。議会何やっているのだとまで言われました。だから私こういうことを言わざるを得ないわけです。

なんか個人は個人でもって自己破産の申請やっているらしいぞなんて、本当かうそか知らないけれども、そういううわさまで飛んで歩いているのです。それは私、確認していませんからわかりませんよ、うわさの話です。それで、結局、こんなものが出れば、そういう憶測を呼びますね。それだけのことです。

どういうことが言われているかということ、これ、町かばっているんじゃないのかというような見方をする人が結構いるのです。これ、とんでもないぬれぎぬですよ。結局、監査でも何も触れていなかったということも皆さん知っていますし、なあなあ監査なのか、聖域なのかというよう話まで出てきます。未収金というのは、監査の中でも最も重要な仕事のはずなんだけどと、詳しい人はそういうことを言います。

こういうような状況の中で、今回、一番最初に、冒頭申し上げたように、今までの話を時系列に並べてみますと、外形的に見ると、全部これ計画的だったのではないのかと。特に、7月14日にすごい立派な記事に新聞に書かせているあたりは、どうしてどうしてと見る人もいるわけです。

となれば、これは、本当の外形的な、憶測を含むような見方でしかありませんよ、私のは内実は知りませんから。だけれども、これは、本当に外形的に見れば、取り込み詐欺、1年2年かけての非常に計画的なものと悪く悪くとればとれるわけです。いやいやそうではありませんという話は、厚岸町の判断すべきことではないですよ。今はやりの言葉で言えば、第三者の厳正の目によって判断すべき問題ではないのかと、そのように思われます。告発したらいかがですか。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後4時54分休憩

午後4時56分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 答弁させていただきます。

町と法人とのやりとりの中において、最終は、4月の下旬まで融資のことについて、実は政府系の金融公庫に対する融資もお願いをして、民間と協調融資ということでお話をしておりました。そのために、厚岸町の商工会も中に入っていて、それぞれ検討させていただいて、私どもも民間の金融機関が来られたときには席を一緒にしながら協議をさせていただいております。そのときにもいろいろ書類もかなり詰めて、けんけんがくがくやっているという状況も私ども目にしております。ですから、法人のほうも一生懸命融資を受けて厚岸町のほうに返済するという取り組みはしていたものと私どもは認識しておりますけれども、また一方では、そういう疑念を持たれている方もいると

いう部分では、いささか、また疑問もありますので。

また、今、破産開始手続決定がされているということで、実は破産管財人のほうに私どもも連絡をとらせていただいて、この先の見通しも実は聞いているのです。そうすると、破産者の財産というのは、質問者ご承知のとおり、破産財団というものらしいのですが、そのものの額自体もかなり小額で、破産債権も補えないのではないだろうかという見込みの状況もあります。そういう状況の中で、厚岸町の回収というのはかなり厳しいという見通しは立つのですけれども、今言われたことも含めて、顧問弁護士のほうとも、そういったものがどうなのかということを含めて相談はさせていただきたいなと思います。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 その点は誤解はないと思いますけれども、私が申し上げているのは、どうやって厚岸町の、これきちんとやっているのだということ町民にわかってもらうかということです。一番困るのは、なんかつるんで、一生懸命かばっているんじゃないかなんていう妙な見方をされることが一番困る。そんな町に税金払えるかなんていうような言い方をする人まで出ていますから。これは一番困るのです。ですから、そのためにどうしたらいいかという観点から、お考えをいただきたいわけです。

それともう一つは、ここの町長の答弁の中で、後半に個人の話が出てきていましたが、税金でさえ払えなくて、いわゆる、俗に言う夜逃げをする人も世の中にはいますから、こういうことがないわけではないのかもしれないけれども、発端は、本来前金でもらわなければならないものをもらわないで、ずるずるとやっていた町の責任というのは非常に大きいのですけれども、こちらのほうは、見通しは、まず無理とここでは読めるのだけれども、どんなふうにお考えなのでしょう。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 町長の答弁に尽きてしまうのです。相手方と接しなければ催告のしようもない。住所は移しておりませんので、私ども法的手続として催告状は出しています。ですから、戻ってはきていませんけれども、本人の手元に恐らく届いていないだろうと。本人と会って、どうするかということ相談をしたいのですか、その手だてが今ない中で、何とか親族を通じて会うような形で、連絡をとっていただくように全力を尽くしているということでございます。ですから、極めて難しいという状況は、言われるとおりにかと思えます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 前にも何回も言っていますから、余りくどくは申し上げませんが、改めて今回こういう新聞記事が出て、相手が破産の申し立てをした。破産の申し立てをするということは、手元に何も無いということですよ、簡単に言えば。手元に払えるだ

けの金があったら破産なんかしませんから。

それから、個人に至っては居どころさえわからないというような状況が惹起したという、この業務の取り扱いというものについては、それから、最後のとりでである監査委員も機能しなかったという点においては、とにかく今この問題を解決するためにではなくて、これから似たようなことが起こらないようにするためにどうすればいいかということについては、十分に内部においても検討していただきたいと、これはお願いをしておきます。今、誰がいいの悪いのなんていう話はもう何回もやっていますから、あえて言いませんけれども。

町民の中には、こういう声もあったのです。こういう問題が出てきたのは、原因をつくったのは町ではないのかと、規則どおりちゃんとやっていれば。それで、5年、6年前にきのこをやっていた人は憤慨しているのです。そのころまではちゃんとやっていたらしいのです。5年、6年が6年、7年かそれは知りませんが、あるときからがたがたと崩れたみたいですね。だから、その前にやっていた人は、本当に血のにじむような思いして前金で払っていたのだよと、今はもうきのこやめてしまったけどと。何で今そんなふうになっているのかということを行っている人もありました。そういう声もやはりきちんと胸にたたんでいただきたい。

以上ですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

町の責任、極めて大きいと思っております。こういう事態を招いたことはまことに申しわけない。そのように言わざるを得ないわけでありまして。しかもまた、法的に執行されていなかったというもあるわけでございまして、この点も深くおわびを申し上げなければならぬと思っております。

そういうことで、改めてきのこ生産者と協議の中で、前払金という厳密な声をもって行っているわけでございまして、今後こういうふうなことがないように、町長としても強く、担当者も含めて、行政の執行に当たっていかなければならぬ、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 5 時04分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 8 年 6 月 15 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員